

モーターポート競走公益資金による
財日本船舶振興会の補助事業

土地評価に関する調査研究
—宅地の売買実例価額の調査
及び価格体系等の調査研究—

昭和63年3月

財団 法人 資産評価システム研究センター



は　し　が　き

財団法人資産評価システム研究センターは、主として地域の資産に関する調査研究の実施を目的として、昭和53年5月発足しました。

当評価センターにおける調査研究は、資産評価の基礎理論及び地方公共団体における資産評価技法の両面にわたって、毎年度、学識経験者並びに自治省、地方公共団体等の関係者をもって構成する資産評価システム、土地、家屋及び償却資産の各部門ごとの研究委員会において行われ、その成果は、直接、会員である地方公共団体等に配布のうえ、その活用を期待するとともに、当評価センターの実施する研修会、資料・情報の発行等、会員に対する便益提供のための各種事業の基盤ともなってきたところであります。

ここに、昭和62年度における調査研究の成果をとりまとめ公表することになりましたが、この機会に、熱心にご研究、ご審議をいただいた研究委員各位並びに実地調査に当たって種々ご協力を賜った地方公共団体関係者各位に心から感謝申しあげる次第であります。

なお、当評価センターは、今後とも所期の目的にそって、事業内容の充実のためさらに努力を傾注する所存であります。地方公共団体をはじめ関係団体の皆様の一層のご指導、ご援助をお願い申しあげる次第であります。

最後に、この調査研究事業は、モーターポート競走公益資金による財団法人日本船舶振興会の補助金の交付を受けて実施したものであり、改めて深く感謝の意を表するものであります。

昭和63年3月

財団法人　資産評価システム研究センター
理事長　花岡圭三

第三回 久松の死

久松は必ずとて、『おまえのことは、ほんとうにたぶん、おまえのやうな、うまい人間、めったに見つけられない』と思つてゐる。つまり、さういふ意味で、久松の心は、たゞうまい人間の心である。久松は、うまい人間だ、うまい人間が、うまい人間の心をもつてゐる。久松の心は、うまい人間の心であるから、久松はうまい人間だ。久松は、うまい人間だ。

さういふ心を持つてゐる久松は、久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。

久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。

久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。

久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。

久松の心は、うまい人間の心であるから、うまい人間だ。

第四回 久松の死

久松の死は、久松の死である。久松の死。

久松の死は、久松の死である。久松の死。

研究組織

土地研究委員会

(委員長)	宇田川 璃 仁	横浜国立大学教授
(委 員)	古 田 精 司	慶應大学教授
	田 中 一 行	成蹊大学教授
	河 野 勉	財日本不動産研究所システム開発部長
	高 橋 三 男	財日本不動産研究所審査部長
	木 脇 義 博	財日本不動産研究所管理部次長
	小 坂 紀一郎	自治省税務局府県税課長
	佐 野 徹 治	自治省税務局固定資産税課長
	甲 斐 俊 一	自治省税務局固定資産税課固定資産鑑定官
	野 上 敏 行	財資産評価システム研究センター調査研究部長
(専門員)	中 島 康 典	財日本不動産研究所 システム開発部システム分析室長
	山 本 忠	財日本不動産研究所 システム開発部コンサルタント第2課長
	黒 田 和 彦	自治省税務局固定資産税課土地第1係長
	古 市 正 二	自治省税務局固定資産税課土地第2係長
	市瀬 惟 義	財資産評価システム研究センター主任研究員
	坪 井 繁 夫	財資産評価システム研究センター主任研究員

鄉 間 宗 仰

金員農氏母族土

姓姓學大立關海萬	四 舉 川田辛	(員農委)
姓姓學大立關海萬	四 舉 田 古	(員 委)
姓姓學大立關海萬	音 一 中 田	
姓姓學大立關海萬	號 二 梅 何	
姓姓學大立關海萬	號 三 高 高	
姓姓學大立關海萬	朝 五 錦 木	
姓姓學大立關海萬	乳一孫 遜 小	
姓姓學大立關海萬	號 造 梅 呂	
姓姓學大立關海萬	一 紹 婆 甲	
姓姓學大立關海萬	音 增 土 櫻	
姓姓學大立關海萬	典 離 鳥 中	(員農專)
姓姓學大立關海萬	患 七 本 山	
姓姓學大立關海萬	音 九 田 黑	
姓姓學大立關海萬	二 五 市 古	
姓姓學大立關海萬	號 九 廉 市	
姓姓學大立關海萬	失 樂 共 祖	

歲次甲子年正月

目 次

I 調査研究の目的	1
II 調査研究の結果について	2
1. 調査の手順	2
2. 調査対象都市の選定	4
(1) 対象都市の選定の経緯	4
(2) 対象都市の状況	4
3. 土地価格形成要因の調査	7
(1) 土地価格形成要因について	7
(2) データシートの作成及び価格形成要因の測定方法	8
4. 用途地区の区分等	9
(1) 用途地区の区分	9
(2) 状況類似地域の区分	9
5. 土地価格比準表の作成	10
(1) 作成方法	10
(2) 数量化理論Ⅰ類の意義等	12
(3) 数量化理論Ⅰ類の分析結果	13
(4) 数量化理論Ⅰ類における〇市住宅地域の土地価格と 土地価格形成の状況	13
(5) 土地価格比準表の決定	18
(6) 比準表の適用方法	46
6. 標準宅地の価格の評定	48
(1) 評定の方式	48
(2) 住宅地の標準宅地の価格の評定	49
(3) 商業地の標準宅地の価格の評定	51
7. その他の路線価の評定	52
(1) 評定の方式	52

(2) その他の路線価の評定例	53
III 結び	54

付属資料

1. 標準宅地・路線データ・シート	55
2. 標準宅地・路線及び売買実例データ・シート記入 マニアル	56
3. 多変量解析及び数量化理論 I 類の概説	69
4. 国土庁土地価格比準表と本調査研究の比準表の項目比較対照表	82

I 調査研究の目的

この報告書は、地方公共団体の土地評価事務担当者の実務上の参考に資するため、宅地評価のより一層の適正化、合理化を推進する観点から、その効率的処理手法について調査研究を試みたものである。

具体的には、一定の条件に該当する調査対象都市として〇市を選定し、実地にその地価形成要因、売買実例等各種の調査を行い、これに基づく分析、検討を通じて、主要な街路に沿接する標準宅地（以下単に「標準宅地」という。）の適正な価格及びその他の街路（路線）に付設すべき路線価の適正な価格を評定する処理手順及び手法についての考察方法の一例を示したものである。

II 調査研究の結果について

1. 調査の手順

固定資産評価基準における評価手順に沿い行ったが、特に次の5項目について調査研究を行った。

なお、全体の作業手順は図1-1に示すとおりである。

(1) 土地価格形成要因の調査

調査対象都市における土地価格形成要因を用途別に検討し、調査した。検討に当たっては、土地価格形成要因を地域的な要因（地域要因）と画地に関する要因（画地条件）に分けて行った。

(2) 用途地区及び状況類似地域の区分

用途地区及び状況類似地域を固定資産評価基準に則して区分した。

(3) 土地価格比準表の作成

調査対象都市において、売買実例を収集・整理し、売買実例価額と土地価格形成要因との関係を統計的に分析し、さらに、不動産鑑定評価の実務上の経験値等を参考として土地価格比準表を作成した。この場合、売買実例と標準宅地との比準に用いる「標準宅地評定用の比準表」と、標準宅地とその他の路線の比準に用いる「その他の路線価評定用の比準表」の2種類の比準表を作成した。

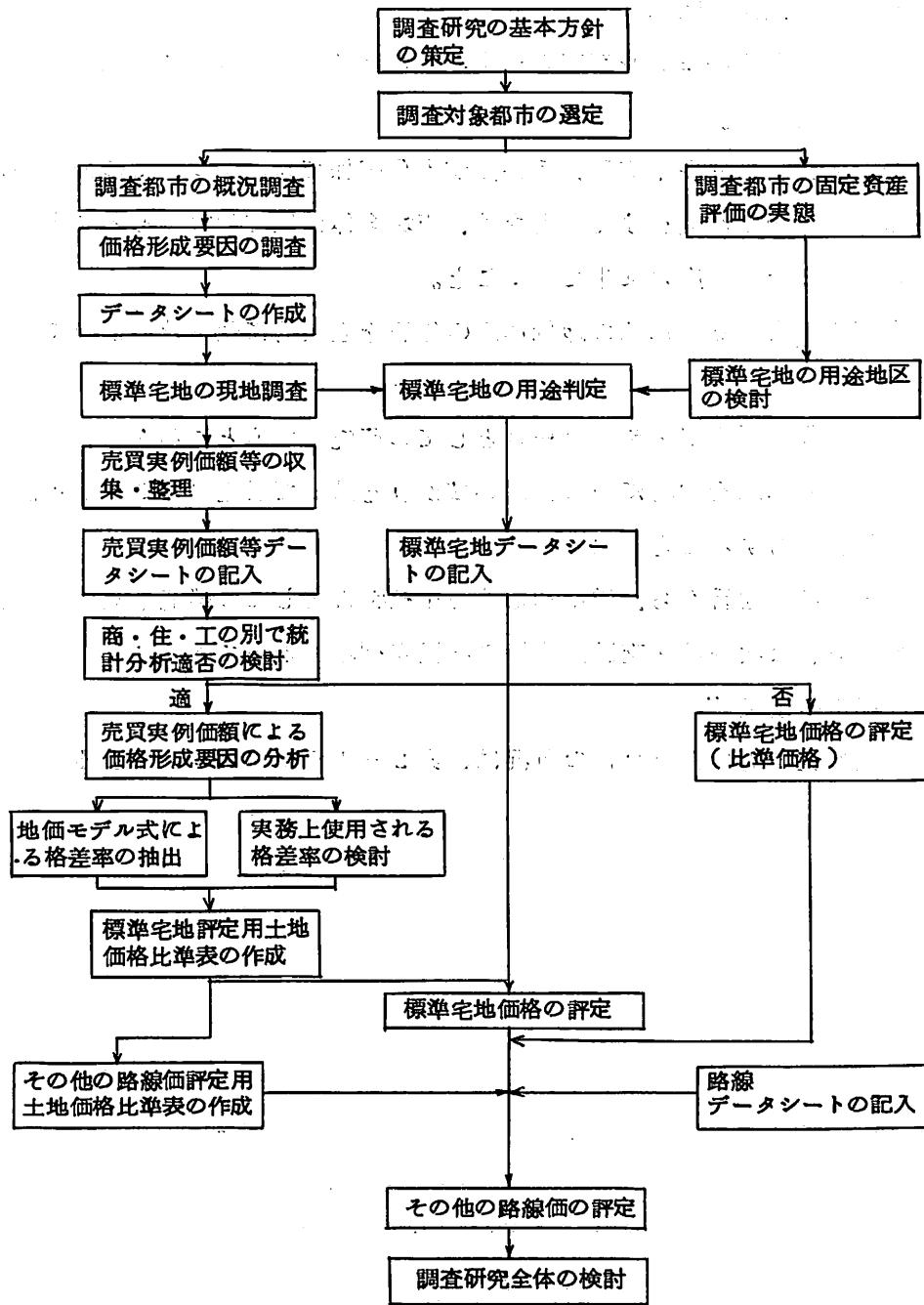
(4) 標準宅地の価格の評定

上記(3)で収集・整理された売買実例の正常売買価格について要因比較を行って求められる比準価格に基づき、標準宅地の価格の評定を行った。要因比較を行うに当たっては、(3)で作成される「標準宅地評定用の比準表」を原則として適用した。

(5) その他の路線価の評定

上記(4)で評定される標準宅地の価格に基づき、要因比較を行ってその他の路線価を評定する。要因比較を行うに当たっては、(3)で作成される「その他の路線価評定用の比準表」を原則として適用した。

図 1-1 作業手順



2. 調査対象都市の選定

(1) 対象都市の選定の経緯

今回の調査研究のモデル都市の選定に当たっては、次の条件を備えた都市とすることとした。

- ① 統計的分析に必要な売買実例件数が十分確保でき、かつ、その分布が市域の一部に極度に偏在することなく、市域全体にほぼ均等であること。
- ② 人口10万人程度の都市であること。
- ③ 東京を核とする首都圏の地価体系の影響を直接的に受けない都市であること。
- ④ 今回の調査研究がモデルケースとしての研究であるところから、調査対象区域が基準地を中心に円形に近い拡がりを持って設定することが可能な市域形態を有すること。
- ⑤ ④と同様の趣旨から、標準的な地方中核都市としての機能を具备した、すなわち、公共施設・交通機関等の状況が標準的な市であること。

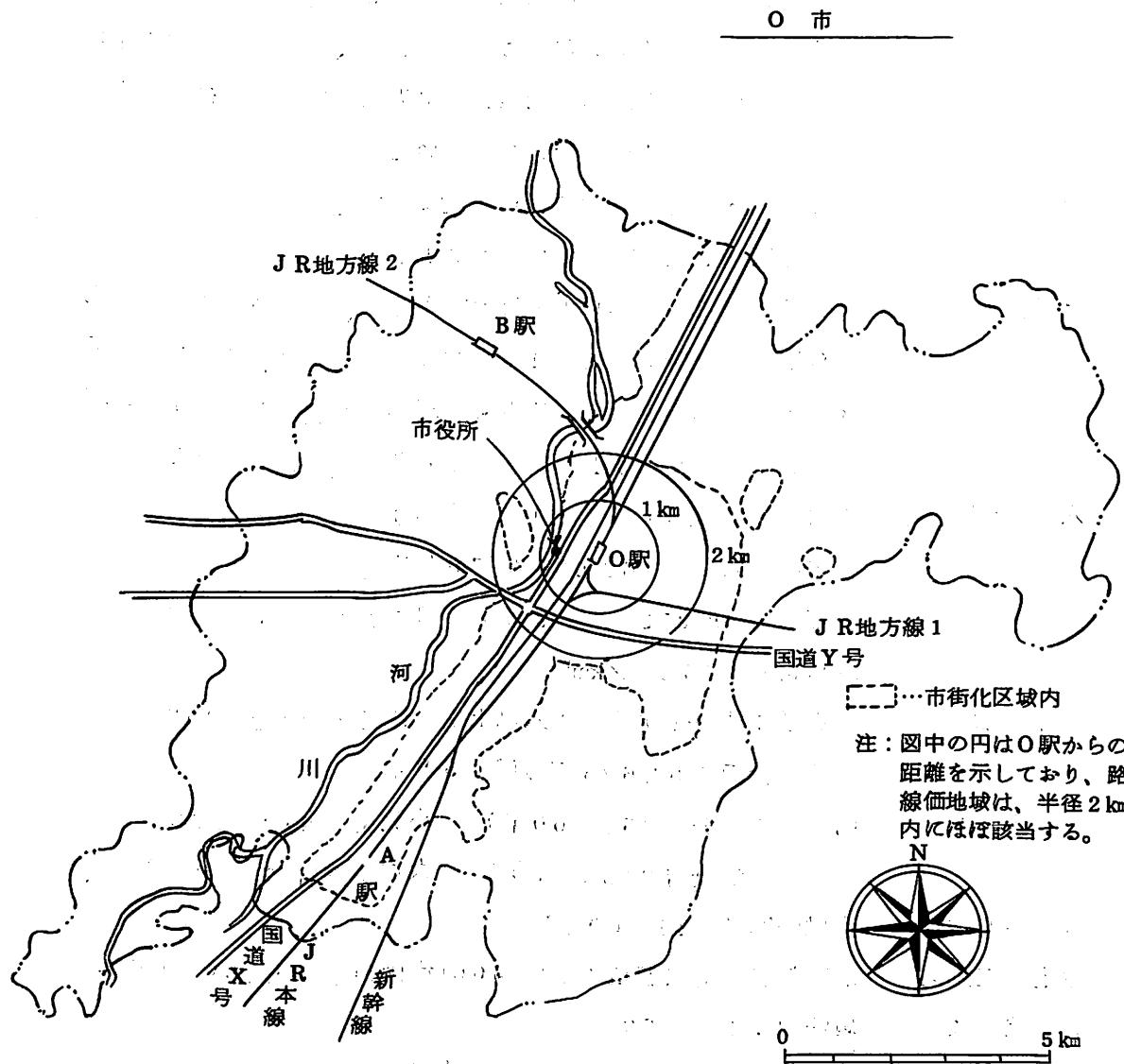
(2) 対象都市の概況

本調査研究の対象都市〇市の概況は、表2-1に示すとおりである。

表2-1 O市の概況

市制施行	昭和29年3月31日
位 置	O市は栃木県の南東端に位置し、北緯36度18分、東経139度48分、海拔43.5mの平野にあり、中央を南流する河川を境にして、東部台地上に市街地、東南方に平坦な畠地帯がひらけている。西部は水田地帯となっている。
面 横	173.80 km ² 東西 20.25 km 南北 21.40 km 市街化区域 30 km ² 路線価地域 3 km ²
交通接近条件	市街地のほぼ中央部をJR新幹線が走り、市街地の中央部にあるO駅から上野駅まで約40分である。さらに、JR本線、JR地方線2本が交叉し、道路も国道が2本交叉している。市のほぼ中央部を南北にJR新幹線及びJR本線が走っている。
人口・世帯数等	人口：134,469人（61年3月末） 将来推計人口：160,000人（70年市推計） 世帯数：38,273 一世帯当人口：3.5人（61年） 人口密度：774人/km ²
事業所数等	工場数：469（従業者4人以上） 従業者数：21,082人 製造出荷額：64,625百万円（59年）
商 店 数	商店数：卸売業 454（60年） 小売業 1,610（60年） 飲食店 843（57年） 大型小売店 7（61年）
金融機関数	金融機関数 25（60年）
住宅着工動向	着工新設住宅床面積：146,366m ² 同戸数：1,489戸（60年）
病 院 数	病院数：10（59年）
都市公園面積	総面積：45.7 ha（60年） 1人当面積：3.43m ²
学 校 数	大学：1 高等学校：5 中学校：9 小学校：27（60年）
鉄 道 駅	JR東日本：3

図 2-1 O 市



3. 土地価格形成要因の調査

(1) 土地価格形成要因について

宅地の価格形成に影響を及ぼす諸要因（いわゆる「価格形成要因」）は、街路の状況、公共施設等への接近の状況、家屋の疎密度その他宅地としての利用上の便等いわゆる地域要因と、間口・奥行形状等各画地に特有の画地条件とに分別することができる。

不動産鑑定評価基準によれば、宅地の評価に当たって考慮すべき地域要因として、次のような要因が用途的地域の別に列挙されている。

ここで、用途的地域とは、用途的な観点から区分される地域のことをいい、固定資産評価基準でいうところの大分類としての用途地区にほぼ該当する。

<住宅地域>

- ① 日照、温度、湿度、風向等の気象の状態
- ② 居住者の職域、階層等の社会環境の良否
- ③ 街路の幅員、構造等の状態
- ④ 都心との距離及び交通施設の状況
- ⑤ 商店街の配置の状態
- ⑥ 上下水道、ガス等の供給処理施設の状態
- ⑦ 学校、公園、病院等の配置の状態
- ⑧ 変電所、汚水処理場等の危険施設又は嫌悪施設の有無
- ⑨ 洪水、地すべり等の災害の発生の危険性
- ⑩ 騒音、大気の汚染等の公害の発生の程度
- ⑪ 各画地の面積、配置及び利用の状態
- ⑫ 眺望、景観等の自然的環境の良否
- ⑬ 土地の利用に関する公法上の規制の程度

<商業地域>

- ① 背後地及び顧客の質と量
- ② 顧客の交通手段の状態
- ③ 営業の種別及び競争の状態

- ④ 当該地域の経営者の創意と資力
- ⑤ 繁華性の程度及び盛衰の状況
- ⑥ 土地の利用に関する公法上の規制の程度

<工業地域>

- ① 製品販売市場及び原材料仕入市場との関係位置
- ② 幹線道路、港湾、鉄道等の輸送施設の整備状況
- ③ 動力資源及び用排水に関する費用
- ④ 労働力確保の難易
- ⑤ 関連産業との関係位置
- ⑥ 温度、湿度、風雪等の気象の状態
- ⑦ 水質の汚濁、大気の汚染等の公害発生の危険性
- ⑧ 行政上の助成及び規制の程度

(2) データシートの作成及び価格形成要因の測定方法

不動産鑑定評価基準に記されている地域要因及び多くの調査研究先例における価格形成要因から、本調査の対象都市である〇市において具体的に調査すべき価格形成要因を検討し、商業地、住宅地、工業地の各用途別に選定した。その内容は末尾の付属資料1の「データ・シート」に示すとおりである。

なお、価格形成要因の選定に当たっては、専ら調査・測定する個人の主観的な判断に依存する要因、すなわち客観的な資料に基づくことのできない要因は、要因測定の統一化を図るため、なるべく選定しないものとした。例えば、不動産鑑定評価基準における要因のうち、住宅地であれば、社会環境の良否、眺望、景観の良否等が、商業地であれば、顧客の質、競争の状態、経営者の資力等がこれに該当する。

価格形成要因の測定方法は、末尾の付属資料2の「データ・シート記入要領」に示すとおりであるが、そのうち、各種施設への接近性に関する要因については、位置座標を測定し計算処理を行うことにより測定することとした。このような測定方法を採用することにより、測定誤差が大きく縮小されるとともに、他の施設への再測定が容易にできることとなる。

4. 用途地区の区分等

(1) 用途地区の区分

固定資産評価基準における用途地区は、宅地の価格に影響を及ぼす諸要素のうち地域的にみて類似性の強い要素を基準として区分されるものであるが、具体的には、宅地が概ね適業適地の原則に従って利用されていることから、その利用状況が類似している地区をいうものとされている。

そもそも、用途が異なることにより、価格形成要因が異なるため、適正な価格を求めるには、同一の価格形成要因の組合せとなるように、用途地区を区分することが必要となる。

従って、用途を区分するに当たって、まず商業地区、住宅地区、工業地区の大分類を行うことが重要なことであり、現地調査等を行って商住工の建物利用密度等を検討することにより、区分することが必要となる。

(2) 状況類似地域の区分

固定資産評価基準では、同一の用途地区のうち、その状況が相当に相違する地域ごとに状況類似地域を区分することとしており、その目途として、「固定資産評価基準の取扱いについて（依命通達）」では、各状況類似地域ごとに設ける標準宅地の相互の価格差が2割程度となるように区分することが適当であるとしている。

理論的には、土地の価格に及ぼす影響の大きい価格形成要因が異なる部分、例えば土地区画整理地区の内・外等で区分すべきであろうと考えられる。また、状況類似地域は商業地区においては相対的に狭くなり、住宅地区においては中心駅に近い所では比較的狭く、遠い所では逆に広くなる傾向がある。

なお、実際に状況類似地域を区分するに当たっては、河川、鉄道、幹線道路といった物理的な分断物や、地形・地勢といった自然的条件によって区分することとなる。

5. 土地価格比準表の作成

土地価格比準表とは、2つの土地の比較を通じて一方の土地の価格を評定する場合において、両者の価格形成要因の差異を土地価格の格差率に置きかえるための表である。売買実例地から標準宅地の価格を求める場合に適用する「標準宅地評定用の比準表」と標準宅地からその他の路線の価格を求める場合に適用する「その他の路線価評定用の比準表」の2種類がある。

(1) 作成方法

土地価格比準表の作成方法としては、①不動産鑑定士の判断に基づく方法と②統計的分析による方法と考えられる。前者は、個々の価格形成要因について、例えば、道路の幅員の違いによる格差率をどのように判断するかをまとめ、それを比準表に置き直す方法である。後者は、土地価格と価格形成要因の関係を重回帰分析、数量化理論Ⅰ類等の統計分析手法を用い、その結果導かれる地価モデル式から格差率を抽出する方法である。

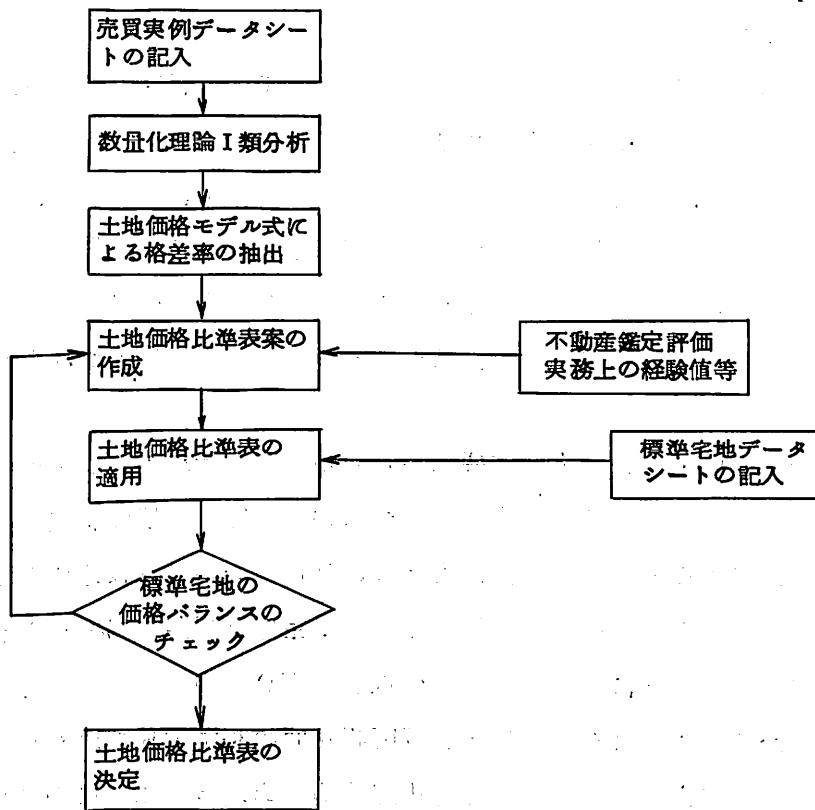
これら①、②のいずれかの方法もそれぞれ長所、短所があり、通常のシステムでは①、②を併用する場合が多い。すなわち、①の方法は経験的な判断によるため要因抽出の根拠が時に希薄であり、要因間のウェイト付けも様々になりやすい。また②の方法は現実に発生した売買実例をサンプルとして分析を行うため、収集したサンプルの状況により抽出される価格形成要因に偏りが生じたり、要因間の相関により単一の要因としてみた場合、その要因のウェイトが大きくなりすぎることがある。

たとえば、後述のとおり〇市においては、「〇駅への直線距離」が「大型店舗」等利便施設への距離と相関が高いため、この「〇駅への直線距離」を地価モデル式の説明変数とした場合、当該要因による格差率は他の相関の高い要因によるものを含むため大きくなる傾向がある。

本調査においては、まず数量化理論Ⅰ類分析結果より作成された地価モデル式による格差率を抽出し、分析に用いたサンプルの特徴や価格形成要因間の相関関係等を検討するとともに、不動産鑑定評価実務上の経験値等を考慮して、一応の土地価格比準表を作成した。次に、これを具体的な標準宅地の評

定等に試行的に用いることを通じて、フィード・バック方式で修正・補完し、O市の実状をよりよく反映するよう努めて作成した。以上の作成方法をフロー図に示すと、図5-1のとおりとなる。

図5-1 土地価格比準表の作成フロー図



(2) 数量化理論Ⅰ類の意義等

量化理論Ⅰ類分析は前述のように、土地価格比準表を作成する上において、数量的な情報を直接得ることができるが、また、同時に次のような面においても役に立つ。

- ① 対象都市の土地価格体系がどのようにになっているかを知ることができる。
- ② 対象都市においては、価格形成要因相互間にどのような関係があるか知ることができる。

①については、土地価格モデル式において、影響度の強い要因（これは、後述のとおり「要因のカテゴリーウェイトのレンジ」により把握することができる。）はどのようなものであるかによって、たとえば、街路条件の影響度は、立地条件が重視される大都市型よりも環境条件が重視される地方都市型の方が大きくなる傾向があり、このような観点から対象都市はどちらのタイプの都市かなど、都市のタイプや性格が位置づけられることがある。

②については、価格形成要因相互間の相関分析結果によって、単に相関関係を知るだけでなく、利便施設や公共施設等の配置の状況や地理的分布を推測することができる。たとえば、〇市においては後述のとおり「〇駅への直線距離」とその他利便施設等への距離と相関が高いことが把握されるが、このことによりその他利便施設等が〇駅の周辺に立地していることが分かる。このような価格形成要因相互間の相関関係を踏まえた上で、土地価格比準表に採用する要因を決定するに当たっては、次のような検討が必要となる。すなわち、ある要因のウェイトを解釈する際、それが当該要因単独のものであるのか、あるいは、その他の相関の高い要因によるものを含んでいるのかに留意しつつ、土地価格比準表の採用項目として当該要因のみを採用するのか、あるいはその他の相関の高い要因をも追加して採用するのかを検討すべきである。たとえば〇市の場合、各種利便施設等が〇駅の周辺に立地しているため、あえて、これらの要因を区別して捉える必要性は小さいと思われるが、一方、このような利便施設が中心駅から離

れた所に立地している場合は、これらを区別して捉える必要性が大きくなる。

(3) 数量化理論Ⅰ類の分析結果

前記(1)b の選択基準により収集・整理した結果、住宅地で 622 事例、商業地で 53 事例、工業地で 6 事例の売買実例を収集した。

要因は各用途で異なるために、分析は各用途で分けて行う必要があるが、各用途について量化理論Ⅰ類により分析するに当たり、商業地・工業地については収集実例数が前記の如く少なく、本分析を適用することができなかった。

したがって、住宅地についてのみ量化理論Ⅰ類分析を行うこととした。

量化理論Ⅰ類を適用するに当たり、前述した住宅地における 622 の売買実例から更に以下の各項目に 1 つでも該当するものは分析対象から除外し、最終的に 485 の売買実例を分析対象とした。

- ① 極端な事情補正を必要とする実例
- ② 大幅な画地修正を必要とする実例（例えば、無道路地等）
- ③ 昭和 57 年以前の実例
- ④ 用途地域が商業系の地域内にある実例
- ⑤ 実例の存する路線の商業密度が 40% 以上である実例
- ⑥ 分析対象要因について、1 つでも不明確の項目のある実例

量化分析の結果、時点修正後及び事情補正後の売買実例価額を被説明変数として、表 5-1 に挙げる 1.1 の価格形成要因を最終的な説明変数とした。

(4) 数量化理論Ⅰ類における〇市住宅地域の土地価格と土地価格形成の状況

量化理論Ⅰ類の分析結果、〇市の土地価格に影響を及ぼす価格形成要因としては、街路条件として「道路幅員」、接近条件として「〇駅への直線距離」、環境条件として「都市ガス」、「公共下水道」、「土地区画整理事業施行区域」、「商業密度」、「新幹線への直線距離」、行政条件として「用途地域」、個別の要因として「地積」、「形状」、「接面関係」が抽出された。

表5-1は抽出された要因のサンプル数、カテゴリー・ウェイト、レンジを、表5-2は偏相関係数を示す。

土地価格への影響の程度は、レンジの大きさで示される。レンジとは、各要因のカテゴリー・ウェイトにおける最大と最小の差である。したがって、レンジが大きい要因ほど土地価格への影響の程度は強いことになる。

この点から、本分析において採用した個別的要因を除く8要因のレンジを比較すると「O駅への直線距離」の値が際立って大きく、平均価格に対して60%弱となっている。これは、駅への交通利便性としての指標のみならず、O駅周辺の生活利便・娯楽施設への接近性を示す総体的な位置関係を表わす要因となっているためである。

「道路幅員」、「都市ガス」、「公共下水道」及び「土地区画整理事業施行区域」は、基盤整備の良否を示す指標である。特に、新しい土地区画整理事業施行済区域は、幅員が6m以上であり、O駅東の利便性の高い地域であることから、環境条件と「O駅への直線距離」では現われない利便性の良否が、カテゴリー・ウェイトに含まれていると推定される。

「用途地域」は、用途に伴う容積率の多少と関係するのが一般的である。しかし、本分析では、住居地域が市街地の周辺まで広がり、土地区画整理事業施行済区域の多くが第二種住専であることから、行政条件のみならず用途地域が決められている地域の位置的な特徴が強く現われたため、第二種住専が高い値となつた。

これらの点から、O市における住宅地は、マクロ的には、接近条件と区画整理が2大選好要因となり、先ず、O駅に近いか否か、次に土地区画整理事業施行済区域か否かが選好指標となっている。

表 5-1

近畿圏		カチゴリワード		外的説明：吸引価値	
近畿圏	61599-2824742	近畿	ウキト	レゾン	15389-3768531
近畿圏員		78	-6871-4276390		
~4 0m未満		133	-2499-821382		
~8 0m未満		238	2360-501144		
8 m以上		36	8517-9494441		
駅への直通路		23	27755-2374372		
~1 000 m未満		163	5718-2932262		
~2 000 m未満		168	-1625-3709063		
~3 000 m未満		59	-5824-1949083		
~4 000 m未満		152	-7130-2113092		
商業用途		346	-1761-67326522		
0%~		139	-4384-6735226		
士地区選定実施実行区域		172	4467-6048757		
内 外		313	-3554-1931905		
公共下水道		24	4377-1255225		
有		461	-227-1024133		
都市ガス		20	8077-1230425		
有		465	-347-1988405		
用送水道		91	-3631-1325355		
二生野		32	3814-1670816		
住居		288	1317-1021697		
公共交通機関		74	-2310-92509(無印)		
新幹線への直通路		70	-4719-62509(無印)		
~1 000 m未満		46	-9343-6938285		
~2 000 m以上		52	-3938-981849		
地盤		387	1639-8888167		
~1 65 d		160	2078-0652685		
~3 30 d		255	-496-0302275		
1000 d以上		60	-1683-8122982		
形状		10	-1-047400+04		
正・長方形		384	7850525		
その他		101	-4329-6382182		
港湾		374	-1008-0161581		
その他の 施設		111	3596-9787669		
		0	-4719-62509(無印)		

外的説明：吸引価値

近隣駅数	0-1401668
駅周辺の面積	61599-3824742
駅周辺の面積	61599-3824742
駅周辺の面積	19956-89069
駅周辺の面積	11076-22554
分担分析率	
駅周辺	616323718900-5943
駅周辺	6168021512-54193
全体	193125802416-30125
	52.91376 0.00003

表 5-2

	外側排水・吸引渠		内側排水・吸引渠		排水量
	排水量	排水量	排水量	排水量	
排水渠	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
0m~0.0m	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	
面積度	0.1588449	0.215297	0.089729	0.089202	
土地区画地盤等通行区域	0.3638530	0.407453	0.063333	0.05316	
公共下水道	0.036499	0.067162	0.079449	0.061608	
雨水管	-0.060130	0.200366	0.202357	0.219323	
田排水渠	0.023555	0.022763	0.007073	0.027238	
新幹線~のりば区域	0.1350910	0.1359013	0.037493	0.082862	
歩道	0.020878	0.0150518	0.0373968	0.0936042	
花壇	0.07213	0.0673213	0.0372913	0.082840	
排水沟	0.428533	0.6675110	0.3270825	0.5329524	
新幹線~のりば区域	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
形状	0.016428	0.0249842	0.013956	0.1417826	1.0000000
傾斜	0.053953	0.2292155	0.2117417		
周辺地	0.2997199	0.1247347			
排水渠	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
0m~0.0m	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	
面積度	0.016428	0.0249842	0.013956	0.1417826	1.0000000
土地区画地盤等通行区域	0.053953	0.2292155	0.2117417		
公共下水道	0.2997199	0.1247347			
雨水管	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
田排水渠	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
新幹線~のりば区域	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
歩道	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
花壇	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
排水沟	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
新幹線~のりば区域	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
形状	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
傾斜	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	
周辺地	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	

表5-1及び表5-2の見方

1. 「数量化理論I類」とは

以下のようなモデル式で推定される \bar{y} （推定売買価格）と、実測値 y （売買価格）との関係を最も良く反映するように、係数 a_i を決定する統計的手法である。ここで、 y を被説明変数（外的基準）、 x_i を説明変数と呼び、前者は連続量で、後者は非連続量（カテゴリー変数）で与えられるのが特徴的である。

$$y = a_1 x_1 + a_2 x_2 + \dots + b$$

2. 「重相関係数」とは、

被説明変数 y の観測値と推測値の相関係数を指し、モデル式のあてはまりの良さを検討する指標となる。この値は-1から1の値をとり、一般に±1に近いほど、関係が高いことを示す。

3. 「定数項 61599.2824742」とは、

モデル式 $y = a_1 x_1 + a_2 x_2 + \dots + b$ における b に対する具体的な数値を示し、同時にこの値は分析に用いたサンプルの平均価格（約61,600円/m²）となる。

4. 「度数」とは、

該当するサンプル数を示し、例えば都市ガスの有無について、「有」のサンプルが20、「無」のサンプルが465あることとなる。

5. 「ウェイト」とは、

上式 $y = a_1 x_1 + a_2 x_2 + \dots + a_i x_i + b$ における a_i に該当し、一般にこの数値が大きいほど被説明変数 y に対する影響が大きい（厳密には変数の区分の仕方と関連するが）。また、ウェイトと度数を乗じて加えると、ほぼ「0」となる。例えば、都市ガスの有無の場合、次のとおりとなる。

$$20 \times 807.0230425 + 465 \times (-227.9024133) = -0.000018$$

6. 「レンジ」とは、

ウェイトの最大値と最小値の開差を指し、一般にこの値が大きいほど説明力があるとされる。

(5) 土地価格比準表の決定

前記5(1)で述べたように、数量化理論I類等の統計分析手法のみを用いて作成した比準表をすべてそのまま採用することは危険性がある。そこで、前記5(3)で計算に採用した11要因と地価モデル式作成の段階で統計上の理由等で抽出されなかった要因をも含めて検討した結果、表5-3の23要因を比準要因として選択した。地価モデル式より計算された格差率との関係は、表5-3の類型欄に示すようにA、Bの2種類となり、それぞれ次の内容を示す。

類型A：数量化理論I類の結果より計算した土地価格比準表に対して何らかの修正を加えて採用する要因

類型B：数量化理論I類による地価モデル式作成の段階においては、分析対象要因とならなかつたが、追加が必要となる要因

類型Aの修正を加えた理由は次の点である。

- ア. 数量化理論を用いて分析する上で、地価モデル式の説明度を増すためにカテゴリーを少なくする必要があったが、実際には連続して変化するものと考えられるため、比準する際にはもう少し細かいカテゴリー（細項目）に区分する必要がある。（例、「道路幅員」等）
- イ. 分析の過程において、いわゆる内部相関などのため、他の要因の格差率も含み、他の土地価格比準表と比較して乖離が大きくなってしまう。（例、「都市ガスの有無」等）

これらア、イのいずれの場合も、他の土地価格比準表及び通常の鑑定評価等で用いられている経験値を参考として修正した。

また、類型Bの処理を行った理由は専ら分析データの理由による。すなわち、本調査では、売買実例により分析を行ったが、対象地域で実際上は明らかに格差をもたらす要因であっても、その要因を含む実例が極めて少ないので、又は全くなかったため、その要因について本手法による分析が行えなかつたことなどによる。

以上の理由から検討を加え、数量化理論I類の結果より求めた土地価格

比準表と最終的に採用を決定した標準宅地用比準表とその他路線用比準表を併記し、類型A、Bの場合には修正、追加理由を付した。

数量化理論Ⅰ類の結果より求めた土地価格比準表(A)と最終的に採用を決定した標準宅地用比準表及びその他路線用比準表(B)を比べると、多くの要因において、(A)は格差率が大きく、それを縮小したものが(B)となっている。

(A)は、市街化区域内全体に散在している売買実例をもとに分析した結果に基づいて求めるため、格差率は大きくなる。一方、実際に標準宅地を比準する際には、概ね同一状況類似地域内の売買実例をもとに比準するので、(A)で求められた格差率をそのまま適用すると大きくなりすぎてしまう。

すなわち、数量化理論Ⅰ類の結果より求められた格差率は、その要因による格差のみならず、それに関連する環境条件等をも含んでいる場合があり、比較的接近した実例によって、標準宅地を比準する場合は、このような環境条件等による差が無いために格差が大きくなってしまうものと考えられる。

また、本調査は評価対象を路線価地域に限るため、格差率を縮小することが必要であると考えられる。

以上のこと考慮して、比準表を決定した。

<土地価格モデル式による比準表作成の方法>

(比準表作成の手順)

一般的な作成の手順を示すと以下のとおりとなる。

① 数量化理論Ⅰ類の結果

カテゴリー区分	度数	カテゴリー・スコア
要因区分1	90	W1
要因区分2	250	W2
要因区分3	500	W3
要因区分4	10	W4

② 数量化理論 I 類の結果による比準表の形式

評定する地点 基準とする地点	要因区分 1	要因区分 2	要因区分 3	要因区分 4
要因区分 1	C ₁₁	C ₁₂	C ₁₃	C ₁₄
要因区分 2	C ₂₁	C ₂₂	C ₂₃	C ₂₄
要因区分 3	C ₃₁	C ₃₂	C ₃₃	C ₃₄
要因区分 4	C ₄₁	C ₄₂	C ₄₃	C ₄₄

C_{ij} : 格差率(%)

③ 最頻値での格差率の計算

$$C_{31} = (W_1 - W_3) / AV \times 100$$

$$C_{32} = (W_2 - W_3) / AV \times 100$$

$$C_{33} = (W_3 - W_3) / AV \times 100$$

$$C_{34} = (W_4 - W_3) / AV \times 100$$

AV : 平均値

④ 他のランクでの格差率の計算

$$C_{ij} = \{ (1 + C_{3j} / 100) / (1 + C_{3i} / 100) - 1 \} \times 100$$

(比準表作成の具体例)

「道路幅員」について、具体的に計算すると以下のとおりとなる。

① 数量化理論 I 類の結果

道路幅員のカテゴリー・スコア

カテゴリー区分	度数	カテゴリー・スコア
4 m 未満	78	-6,871
4 m 以上 6 m 未満	133	-2,500
6 m 以上 8 m 未満	238	2,361
8 m 以上	36	8,518

② 最頻値での格差率の計算

$$C_{31} = (-6,871 - (2,361)) / 61,599 \times 100 = -15\%$$

$$C_{32} = (-2,500 - (2,361)) / 61,599 \times 100 = -8\%$$

$$C_{33} = (2,361 - (2,361)) / 61,599 \times 100 = 0\%$$

$$C_{34} = (8,518 - (2,361)) / 61,599 \times 100 = 10\% \quad AV = 61,599$$

③ 他のランクでの格差率の計算

$$C_{11} = \{(1 - 0.15) \div (1 - 0.15) - 1\} \times 100 = 0\%$$

$$C_{12} = \{(1 - 0.08) \div (1 - 0.15) - 1\} \times 100 = 8\%$$

$$C_{13} = \{(1 + 0.00) \div (1 - 0.15) - 1\} \times 100 = 18\%$$

$$C_{14} = \{(1 + 0.10) \div (1 - 0.15) - 1\} \times 100 = 29\%$$

$$C_{21} = \{(1 - 0.15) \div (1 - 0.08) - 1\} \times 100 = -8\%$$

$$C_{22} = \{(1 - 0.08) \div (1 - 0.08) - 1\} \times 100 = 0\%$$

$$C_{23} = \{(1 + 0.00) \div (1 - 0.08) - 1\} \times 100 = 9\%$$

$$C_{24} = \{(1 + 0.10) \div (1 - 0.08) - 1\} \times 100 = 20\%$$

$$C_{41} = \{(1 - 0.15) \div (1 + 0.10) - 1\} \times 100 = -23\%$$

$$C_{42} = \{(1 - 0.08) \div (1 + 0.10) - 1\} \times 100 = -16\%$$

$$C_{43} = \{(1 + 0.00) \div (1 + 0.10) - 1\} \times 100 = -9\%$$

$$C_{44} = \{(1 + 0.10) \div (1 + 0.10) - 1\} \times 100 = 0\%$$

④ 求められた比準表

評定する地点 基準とする地点	4 m未満	4 m以上 6 m未満	6 m以上 8 m未満	8 m以上
4 m未満	0	8	18	29
4 m以上 6 m未満	-8	0	9	20
6 m以上 8 m未満	-15	-8	0	10
8 m以上	-23	-16	-9	0

表 5-3 比準表採用項目一覧表（住宅地）

番号	価格形成要因	数量化I類に用いた項目	比準表の類型	比準表採用項目	
				標準宅地評定用	その他の路線価評定用
1	道路の幅員	○	A	○	○
2	道路の系統	×	B	○	×
3	道路の連続性	×	B	○	○
4	舗装の有無	×	B	○	○
5	道路の種類	×	B	○	○
6	O駅への直線距離	○	A	○	○
7	商業密度	○	A	○	○
8	土地区画整理事業施行区域	○	A	○	×
9	公共下水道	○	A	○	○
10	都市ガス	○	A	○	○
11	用途地域	○	A	○	×
12	新幹線への直線距離	○	A	○	○
13	JR線	×	B	○	○
14	汚水処理場	×	B	○	○
15	清掃工場	×	B	○	○
16	食肉センター	×	B	○	○
17	斎場	×	B	○	○
18	ガスタンク	×	B	○	○
19	オイルタンク	×	B	○	○
20	変電所	×	B	○	○
21	地積 <画地条件>	○	A	○	×
22	形状 <画地条件>	○	A	○	×
23	道路との接面状況<画地条件>	○	A	○	×

凡例 A：数量化I類の結果を修正した項目

○：採用

B：追加した項目

×：不採用

表5-4 土地価格比準表一覧

要因名 道路幅員		標準化した結果を算された比準表												標準化した結果を算された比準表																																				
評定する地点	基準とする地点	標準化した結果を算された比準表												標準化した結果を算された比準表																																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
~4m	~6m	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	-9	-10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10	~10																							
4m	6m	0	+2	+4	+7	+9	+11	+13	+15	+16	~2m未満	0	+2	+4	+7	+9	+11	+13	+15	+16	~2m未満	0	+2	+4	+7	+9	+11	+13	+15	+16																				
6m	8m	-2	0	+2	+4	+6	+9	+11	+13	+14	2	-3	-2	0	+2	+4	+6	+8	+10	+11	2	-3	-2	0	+2	+4	+6	+8	+10	+11																				
8m	以上	0	+8	+18	+29	3	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+10	+11	3	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+10	+11	3	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+10	+11															
~4m未満	~4m未満	0	+8	+18	+29	3	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+10	+11	4	-5	-6	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+9	4	-5	-6	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+9													
~4m未満	~6m	-8	0	+9	+20	4	-5	-6	-4	-2	(0)	+2	+4	+6	+8	5	-6	-8	-6	-4	-2	0	+2	+4	+6	+8	+9	5	-6	-8	-6	-4	-2	0	+2	+4	+6	+7												
~6m	~8m	-15	-8	0	+10	5	-6	-8	-6	-4	-2	0	+2	+4	+6	+7	6	-7	-10	-8	-6	-4	0	+2	+4	+6	+7	+7	6	-7	-10	-8	-6	-4	-2	0	+2	+4	+5											
~8m	以上	-23	-16	-9	0	6	-7	-10	-8	-6	-4	-2	0	+2	+4	+5	7	-8	-12	-10	-8	-6	-4	-2	0	+2	+3	+3	7	-8	-12	-10	-8	-6	-4	-2	0	+2	+3											
9m以上	以上	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-3	-1	0	9m以上	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-3	-1	0	9m以上	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-3	-1	0	9m以上	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-3	-1	0	9m以上	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-3	-1	0

決定の理由　・数量化分析の結果を見ると、格差率が大きくなっているが、これは、街路条件のうち「道路幅員」以外のモデル式の説明変数を含むためと考えられる。

比準表の決定に当たっては、カテゴリー区分を1m間隔とし、国道X号線等の利便性を考慮し8m以上のランクを「8m以上10m未満」と「10m以上」の2つに細分化し、上記のようにして決定した。

適用方法　・適用に当たっては、「道路幅員」が連続量であること、及び、測定の間差を考慮して、比連相空間での幅員の差が30cm未満でカテゴリーカーが異なる場合は、格差を生じないものとして処理する必要がある。

備考　・「道路幅員」は、住宅地区に限って考えると、交通の利便性は増すが、逆に交通量が多く、騒音や安全面の面から住環境が劣ることとなる。以下、他の比準表も同様に使用する。

<参考> ① 標準化地盤定用土地価格比準表の使用方法

上欄は、標準宅地の状況であり、左欄は売買実例地の状況である。例えば、売買実例地の幅員が5mで、標準宅地の幅員が3.5mであれば、売買実例地より標準宅地が4倍、道路幅員の違いの分で価格が劣ることになる。以下、他の比準表も同様に使用する。

② その他の路線価格比準表の使用方法

上欄は、その他の路線（街路）の状況であり、左欄は標準宅地の状況である。例えば、標準宅地が3.5mで、その他の路線（街路）の幅員が5mであれば、標準宅地よりその他の路線（街路）が4倍、道路幅員の違いの分で価格が優ることとなる。以下、他の比準表も同様に使用する。

要因名	道路の系統	標準化I類の結果計算された比準表		標準地評定用として決定した比準表	その他の路線地評定用として決定した比準表
		標準地 (例) 完買実例地	1 普通	2 劣る	
1	普通	0	-5		
2	劣る	+5	0		

決定の理由　・「道路幅員」と内部相間があるためモデル式の説明変数として採用しなかつたが、利便性に差異が生ずると考えられるので、上記のとおり決定することとした。

適用方法　・上記の比準表における道路の系統・連続性が「劣る」とは、旧市街地に見られるよりな並行した道路や配置の悪い道路が多いような場合をいい地盤的に判断されるため、同一状況似地域内の路線の比準に適用する「その他の路線地評定用の比準表」は不要となる。

参考　・ごく限られた地盤、例えば古い別荘地として発展した高級住宅地等では、道路の系統は劣るが、住環境が保全されるという点から該地要因とはならない場合もある。

要因名	道路の連続性	標準宅地評定用として決定した比率表	他の路線価評定用として決定した比率表																										
数量化I類の結果計算された比率表		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">標準 宅地 (例)</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>通り抜 可</td> <td>行 止 り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">標準 宅地 (例)</td> <td>通り抜 可</td> <td>1</td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>行 止 り</td> <td>+5</td> <td>0</td> </tr> </table>	標準 宅地 (例)		1	2	通り抜 可	行 止 り	標準 宅地 (例)	通り抜 可	1	-5	行 止 り	+5	0	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">標準 宅地 (例)</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>通り抜 可</td> <td>行 止 り</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">標準 宅地 (例)</td> <td>通り抜 可</td> <td>1</td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>行 止 り</td> <td>+5</td> <td>0</td> </tr> </table>	標準 宅地 (例)		1	2	通り抜 可	行 止 り	標準 宅地 (例)	通り抜 可	1	-5	行 止 り	+5	0
標準 宅地 (例)		1			2																								
		通り抜 可	行 止 り																										
標準 宅地 (例)	通り抜 可	1	-5																										
	行 止 り	+5	0																										
標準 宅地 (例)		1	2																										
		通り抜 可	行 止 り																										
標準 宅地 (例)	通り抜 可	1	-5																										
	行 止 り	+5	0																										

決定の理由　・「行止り」に該当する実例がないためモデル式の説明変数として採用しなかつたが、利便性に差異が生ずると考えられるので、上記のとおり決定することとした。

適用方法　・データ・シート記入の際、普通乗用車での通り抜けが不可能なため「通り抜不可」としたものは、「行止り」とする。

要因名		舗装の有無		標準化 I 標の結果計算された比率表		標準宅地評定用として決定した比率表		その他の路線価評定用として決定した比率表	

決定の理由　・「道路幅員」と内部相間があるためモデル式の説明変数として採用しなかったが、住環境への影響があると考えられるので、上記のとおり決定することとした。

適用方法　・完全舗装のみでなく、簡易舗装の場合も「有」とする。
備考　・未舗装の道路が多い地域においては、舗装の程度（完全舗装、簡易舗装）によって、格差を生ずる場合もある。

要因名		道路の種類			標準化I類の結果算された比率表			標準宅地評定用として決定した比率表			その他の路線価評定用として決定した比率表		
標準宅地 (%)	充買実例												
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
1	生活幹線道路	0	-9	-12				1	生活幹線道路	0	-9	-12	
2	公道	+10	0	-3				2	公道	+10	0	-3	
3	私道	+13	+3	0				3	私道	+13	+3	0	

決定の理由　・「道路の種類」とは、街路条件の「バス路線との関係」という2つの要因を組合せたものである。
 「道路の種別」は「道路幅員」と内部相間があるためモデル式の説明変数として採用しなかったが、「バス路線との関係（前面道路が路線バスの運行路であるか否か）」と組合せることにより、幹線道路か否かによる交通利便性とバス利用者を対象とした商業立地可能性を表すことが可能であると考えられるので上記のとおり決定することとした。

適用例　・「生活幹線道路」とは、路線バスの運行路である公道をいう。

「公道」とは、国道、県道、市道をいう。

「私道」とは、「生活幹線道路」と「公道」以外の道路をいう。

要因名		0駅への直線距離	標準宅地・その他の路線価評定用として決定した直線式																																				
		標準化I類の結果計算された比率表																																					
評定する地点 (km)	1 ~1 km未満	1 2 3 4 5	直線距離 指數	直線距離 指數																																			
基準とする地点 (km)	~1 km未満	~1 ~2 ~3 ~4 4km 以上	0.0 km 0.5 km 1.0 km 1.5 km 2.0 km 2.5 km 3.0 km 3.5 km 4.0 km 4.5 km 4.5 km以上は1 kmで-1の格差 率とする。	1.20 1.10 1.00 0.95 0.93 0.91 0.90																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評定する地点 (km)</th><th>1 ~1 km未満</th><th>1 2 3 4 5</th><th>直線距離 指數</th><th>直線距離 指數</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 ~1 km未満</td><td>0</td><td>-26</td><td>-35</td><td>-40</td></tr> <tr><td>2 ~2</td><td>+36</td><td>0</td><td>-12</td><td>-19</td></tr> <tr><td>3 ~3</td><td>+55</td><td>+14</td><td>0</td><td>-8</td></tr> <tr><td>4 ~4</td><td>+68</td><td>+23</td><td>+9</td><td>0</td></tr> <tr><td>5 4km以上</td><td>+72</td><td>+27</td><td>+11</td><td>+3</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>					評定する地点 (km)	1 ~1 km未満	1 2 3 4 5	直線距離 指數	直線距離 指數	1 ~1 km未満	0	-26	-35	-40	2 ~2	+36	0	-12	-19	3 ~3	+55	+14	0	-8	4 ~4	+68	+23	+9	0	5 4km以上	+72	+27	+11	+3				0	0
評定する地点 (km)	1 ~1 km未満	1 2 3 4 5	直線距離 指數	直線距離 指數																																			
1 ~1 km未満	0	-26	-35	-40																																			
2 ~2	+36	0	-12	-19																																			
3 ~3	+55	+14	0	-8																																			
4 ~4	+68	+23	+9	0																																			
5 4km以上	+72	+27	+11	+3																																			
			0	0																																			

決定の理由　・モデル式に基づく格差率は大きくなつた。これは0市の駅を中心とした一点中心型の都市であり、「0駅への直線距離」が総合的な指標となつており、多數の要因との相関があるためと考えられる。

したがつて、わずかな距離で格差がつかないようにして、相関が認められた要因については、格差を振り分けることを考慮した結果、モデル式に基づく格差率を縮小して「直線式」を導入することとした。

適用例　・いま売買実例地が0.7 km、標準宅地が1.7 kmとする。

(手順1) 売買実例地の距離 0.7 km の指數を求める。

$$\text{売買実例地の距離の指數} = 100 + \left\{ (110 - 100) \times \frac{1.5 \text{ km} - 0.7 \text{ km}}{1.0 \text{ km}} \right\} = 100 + 8 = 108$$

(手順2) 標準宅地の距離 1.7 km の指數を求める。

$$\text{標準宅地の距離の指數} = 95 + \left\{ (110 - 95) \times \frac{2.5 \text{ km} - 1.7 \text{ km}}{1.0 \text{ km}} \right\} = 95 + 4 = 99$$

(手順3) 手順1、2で求めた指數から格差率を求める。

$$\text{格差率} = \left(\frac{99}{108} - 1 \right) \times 100 = -8\%$$

要因名		商業密度		標準宅地評定用として決定した比率表			その他の路線価評定用として決定した比率表			
数量化I類の結果計算された比率表										
評定する地点	1 2	標準宅地 (%)	1 0% ~40% 未満	2 0% ~20% 未満	3 0% ~40% 未満	その他 標準路線 (%)	1 0% ~20% 未満	2 0% ~40% 未満	3 0% ~20% 未満	その他 標準宅地 (%)
基準とする地点										
1 0%	0	+10	1 0%	0	+2	1 0%	0	+2	+5	
2 ~40%未満	-9	0	2 ~20%未満	-2	0	2 ~20%未満	-2	0	+3	
3 ~40%未満	-5	0	3 ~40%未満	-5	-3	3 ~40%未満	-5	-3	0	

決定の理由　・モデル式による格差率は、多用途区分にまたがって比率されため、実務上採用している率よりも大きくなつた。

比率表の決定に当たつては、住宅地区として同一用途内での比率を行うことにしてカタゴリー区分を20ヶで区切り、3カタゴリーとし、他の要因との関係を考慮してモデル式に基づいて算定された格差率を縮小して、上記のとおり決定した。

適用方法　・商業密度の測定は、原則として路線ごとに(商店数／建物数)をもって行うこととするが、対象路線が極端に短い場合は、ある程度範囲を広げて判定することが必要となる。

要因名	土地区画整理事業施行区域	標準化I類の結果計算された比準表	標準宅地評定用として決定した比準表	その他の路線価評定用として決定した比準表																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評定する地点 と 基準とする地点 (例)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th></th> </tr> <tr> <th>内</th> <td>内</td> <td>外</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内</td> <td>0</td> <td>-14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 外</td> <td>+16</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評定する地点 と 基準とする地点 (例)	1	2		内	内	外		1 内	0	-14		2 外	+16	0		<table border="1"> <thead> <tr> <th>標準宅地 (例)</th> <th>1</th> <th>2</th> <th></th> </tr> <tr> <th>内</th> <td>内</td> <td>外</td> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 内</td> <td>0</td> <td>-7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 外</td> <td>+8</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準宅地 (例)	1	2		内	内	外		1 内	0	-7		2 外	+8	0		
評定する地点 と 基準とする地点 (例)	1	2																																		
内	内	外																																		
1 内	0	-14																																		
2 外	+16	0																																		
標準宅地 (例)	1	2																																		
内	内	外																																		
1 内	0	-7																																		
2 外	+8	0																																		

決定の理由　・土地区画整理事業施行区域内は、住環境が整備され快適性が増大するが、モデル式に基づいて算定された格差率は、「0駅への直線距離」とやや相関がみられ、また、説明変数とならなかった接近条件（「大型店舗への距離」等）と内部相関があるため、格差率が大きくなつたものと考えられる。

比準表の決定に当たっては、他の要因との関係を考慮して、モデル式に基づいて算定された格差率を縮小して上記のとおり決定した。

適用方法　・区画整理地区内外にまたがつて状況類似地域が設定されることは、ほとんどないものと考えられるので、「その他の路線価評定用」の比準表は必要ないため、ここでは設定しないこととした。

要因名	公共下水道																																																	
数量化I類の結果計算された比率表	標準宅地評定用として決定した比率表	標準宅地評定用として決定した比率表	その他の路線評定用として決定した比率表																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評定する地点 (例)</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">標準とする地点</th> <th>有</th> <td>無</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>有</td> <td>0</td> <td>-7</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> <td>+7</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評定する地点 (例)		1	2	標準とする地点	有	無		1	有	0	-7	2	無	+7	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準宅地 (例)</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">充買実例地</th> <th>有</th> <td>無</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>有</td> <td>0</td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> <td>+5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	標準宅地 (例)		1	2	充買実例地	有	無		1	有	0	-5	2	無	+5	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他路線 (例)</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">標準宅地</th> <th>有</th> <td>無</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>有</td> <td>0</td> <td>-5</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>無</td> <td>+5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	その他路線 (例)		1	2	標準宅地	有	無		1	有	0	-5	2	無	+5	0
評定する地点 (例)		1	2																																															
標準とする地点	有	無																																																
	1	有	0	-7																																														
2	無	+7	0																																															
標準宅地 (例)		1	2																																															
充買実例地	有	無																																																
	1	有	0	-5																																														
2	無	+5	0																																															
その他路線 (例)		1	2																																															
標準宅地	有	無																																																
	1	有	0	-5																																														
2	無	+5	0																																															

決定の理由　・モデル式に基づく格差率は、実務上採用している率より若干大きいが、「都市ガスの有無」の格差率との関係や実務上の経験値を参考として上記のとおり格差率を決定した。

適用方法　・「公共下水道」は、原則として公共下水道処理区域内を「有」とするが、大規模団地に於ける団地内集中処理の場合も「有」とする。

要因名		都市ガス		標準化 I 標の結果計算された比率表		標準宅地評定用として決定した比率表		他の路線価評定用として決定した比率表			
評定する地点 (例)	1 有	2 無	標準と 基づく 地点	1 有	2 無	標準宅地 (例)	1 有	2 無	標準宅地 (例)		
1 有	0	-12	1 有	0	-3	1 有	0	-3	1 有	0	-3
2 無	+14	0	2 無	+3	0	2 無	-	+3	2 無	-	0

決定の理由　・モデル式に基づく格差率は、実務上採用している率より若干大きいが、これは他の要因（「公共下水道」等）や、モデル式の説明変数とならなかつた要因（「第1種大型店舗への距離」等）と相関があるためと考えられる。

比倒表の決定に当たっては、「下水道の有無」等、他の要因との関係を考慮して、上記のとおり縮小して決定した。

適用方法　・「都市ガス」はガス配管図に基づく、ガス供給可能区域内を「有」とする。

要因名		用途地域				標準宅地評定用として決定した比率表				他の路線価評定用として決定した比率表					
数量化I類の結果計算された比率表															
評定する地点	1 一 住 専	2 二 住 専	3 住 専	4 工 業 系	標準宅地 (例)	1 一 住 専	2 二 住 専	3 住 専	4 工 業 系	1 一 住 専	2 二 住 専	3 住 専	4 工 業 系		
基準とする地点	1 一 住 専	0 +13	+9	+2	1 一 住 専	0	+9	+14	+2	2 二 住 専	-8	0	+5	-6	
	2 二 住 専	-12	0	-4	-10	2 二 住 専	-8	0	+5	-6	3 住 専	-12	-5	0	-10
	3 住 専	-8	+4	0	-6	3 住 専	-12	-5	0	-10	4 工 業 系	-2	+6	+12	0
	4 工 業 系	-2	+11	+6	0	4 工 業 系	-2	+6	+12	0					

決定の理由 モデル式に基づく格差率を既に妥当と認め、採用する。ただし、モデル式を作成する段階では、商業系の用途地域に含まれるものは除いて分析したが、標準地を評定する際に、商業系の用途地域にある売買実例を採用とする場合があると考えられるので追加した。また、「第一種住居専用地域」は市街化区域の周辺部に偏在すること、「近隣商業地域」内にも普通住宅が多いことを考慮して、上記のようにカテゴリーを区分し、比率を決定した。

適用方法 地域類似地域の区分に当たって、上記大区分の用途地域をまたがって設定されることはないと思われるので、「その他の路線価評定用の比率表」は不要となる。

要因名 新幹線への直線距離				標準化 I 類の結果計算された比率表									標準宅地評定用として決定した比率表									その他の路線価評定用として決定した比率表								
評定する地点			標準宅地			標準宅地			その他路線			標準宅地			標準宅地			その他路線			標準宅地			標準宅地						
			(m)			(m)			(m)			(m)			(m)			(m)			(m)			(m)						
評定する地点	(m)		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3				
1	~100	m未満	~100	~300	300 以上	~50	~100	100 以上	~50	~100	100 以上	~50	~100	100 以上	~50	~100	100 以上	~50	~100	100 以上	~50	~100	100 以上	~50	~100	100 以上				
2	~300	m未満	0	+11	+22	1	~50m未満	0	+7	+11	1	~50m未満	0	+7	+11	1	~50m未満	0	+7	+11	1	~50m未満	0	+7	+11					
3	300 m以上	-10	0	+10	2	~100	-7	0	+3	2	~100	-7	0	+3	2	~100	-7	0	+3	2	~100	-7	0	+3	3	100 m以上	-10	-3	0	

決定の理由　・モデル式に基づく格差率は、若干大きく求められたが、比較を決定するに当たつては、新幹線が建物の建て込んでいる市街地を通ることから、騒音、振動等による環境への影響は、特に100 m未満に生ずると考えられ、上記のとおり決定した。

備考　・新幹線や鉄道等による騒音、振動の影響は、発生源自体の差異（例えば、運行本数、速度等）のみならず、影響を受ける側の差異（例えは、同じ接近距離であっても、その間に建物等がある場合とない場合）によって、大きく異なることに留意する必要がある。

要因名	JR線への直線距離	標準化I類の結果計算された比率表						標準宅地評定用として決定した比率表						他の路線価評定用として決定した比率表								
		標準宅地	1	2	3	4	5	6	標準宅地	1	2	3	4	5	6	標準宅地	1	2	3	4	5	
		標準宅地	~25m 未満	+2	+2	+2	+2	+2	~25m未満	0	+2	+2	+2	+2	+2	標準宅地	~25m 未満	~50m 未満	~100m 未満	~200m 未満	~300m 未満	300m 以上
		標準宅地	~25m 未満	-2	0	0	0	0	2~50m 未満	-2	0	0	0	0	0	標準宅地	~25m 未満	~50m 未満	~100m 未満	~200m 未満	~300m 未満	300m 以上
		標準宅地	~50m 未満	-2	0	0	0	0	2~50m 未満	-2	0	0	0	0	0	標準宅地	~50m 未満	~100m 未満	~200m 未満	~300m 未満	300m 以上	
		標準宅地	~100m 未満	-2	0	0	0	0	3~100m 未満	-2	0	0	0	0	0	標準宅地	~100m 未満	~200m 未満	~300m 未満	~400m 未満	~500m 未満	500m 以上
		標準宅地	~200m 未満	-2	0	0	0	0	4~200m 未満	-2	0	0	0	0	0	標準宅地	~200m 未満	~300m 未満	~400m 未満	~500m 未満	~600m 未満	600m 以上
		標準宅地	~300m 未満	-2	0	0	0	0	5~300m 未満	-2	0	0	0	0	0	標準宅地	~300m 未満	~400m 未満	~500m 未満	~600m 未満	~700m 未満	700m 以上
		標準宅地	300m以上	-2	0	0	0	0	6~300m以上	-2	0	0	0	0	0	標準宅地	300m以上	~400m以上	~500m以上	~600m以上	~700m以上	700m以上

決定の理由　データ上の制約からモデル式の説明変数にはならなかつたが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。

なお、JR線のうち本線、地方線1、地方線2では、運行列車本数等の違いから住環境への影響程度が異なるが、O市においては、新幹線とJR本線が並行しているため、「新幹線への直線距離」の格差付けにJR本線による影響を含ませることにより、違いを見ることとした。

要因名	汚水処理場への直線距離	標準化 I 類の結果計算された比準表						標準宅地評定用として決定した比準表					
								他の路線価評定として決定した比準表					
売買実例地 (m)	標準宅地 未溝						その他 路線 (%)						
	~25	~50	~100	~200	~300	300 m 以上	~25	~50	~100	~200	~300	300 m 以上	
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	
	~25m未溝	0	0	+1	+2	+2	1 ~25m未溝	0	0	+1	+2	+2	
	2 ~50	0	0	+1	+2	+2	2 ~50	0	0	+1	+2	+2	
	3 ~100	0	0	+1	+2	+2	3 ~100	0	0	+1	+2	+2	
	4 ~200	-1	-1	0	+1	+1	4 ~200	-1	-1	0	+1	+1	
	5 ~300	-2	-2	-1	0	0	5 ~300	-2	-2	-1	0	0	
	6 300m以上	-2	-2	-1	0	0	6 300m以上	-2	-2	-1	0	0	

決定の理由　データ上の制約から、モデル式の説明変数とはならなかったが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。
 適用方法　当該要因の測定は、座標処理により直線距離を算定して行っているため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。すなわち、当該施設の位置をその中心で測定しているため、現実には接している路線であっても、その距離は施設の直径分離れていることとなってしまう。
 したがって、施設の規模に応じた距離を加えた距離で比準表を適用するものとする。
 (以下、危険・嫌悪施設について同じ考え方による。)

要因名	沿岸工場への直線距離	標準化I類の結果計算された出逆地						標準宅地評定用として決定した比率表						他の路線価評定用として決定した比率表								
		標準 宅地 (m) 未溝	1 ~25 m	2 ~50 m	3 ~100 m	4 ~200 m	5 ~300 m	6 以上	標準 宅地 (m) 未溝	1 ~25 m	2 ~50 m	3 ~100 m	4 ~200 m	5 ~300 m	6 以上	標準 宅地 (m) 未溝	1 ~25 m	2 ~50 m	3 ~100 m	4 ~200 m	5 ~300 m	6 以上
1 ~25 m未溝	0	0	0	+1	+2	+2		1 ~25 m未溝	0	0	0	+1	+2	+2								
2 ~50	0	0	0	+1	+2	+2		2 ~50	0	0	0	+1	+2	+2								
3 ~100	0	0	0	+1	+2	+2		3 ~100	0	0	0	+1	+2	+2								
4 ~200	-1	-1	-1	0	+1	+1		4 ~200	-1	-1	-1	0	+1	+1								
5 ~300	-2	-2	-2	-1	0	0		5 ~300	-2	-2	-2	-1	0	0								
6 300 m以上	-2	-2	-2	-1	0	0		6 300 m以上	-2	-2	-2	-1	0	0								

決定の理由　・データ上の制約から、モデル式の説明変数とはならなかつたが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。
 適用方法　・当該要因の測定は、座標処理により直線距離を算定して行つているため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。

要因名	食肉センターへの直線距離	標準化I類の結果計算された比率表						標準宅地評定用として決定した比率表						他の路線価評定用として決定した比率表					
		標準宅地 m 未満	~25 m 未満	~50 m 未満	~100 m 未満	~200 m 未満	~300 m 以上	標準宅地 m 未満	~25 m 未満	~50 m 未満	~100 m 未満	~200 m 未満	~300 m 以上	標準宅地 m 未満	~25 m 未満	~50 m 未満	~100 m 未満	~200 m 未満	~300 m 以上
1	~25 m未満	0	0	0	+1	+2	+2	1	~25 m未満	0	0	0	+1	+2	+2	+2	+2	+2	+2
2	~50	0	0	0	+1	+2	+2	2	~50	0	0	0	+1	+2	+2	+2	+2	+2	+2
3	~100	0	0	0	+1	+2	+2	3	~100	0	0	0	+1	+2	+2	+2	+2	+2	+2
4	~200	-1	-1	-1	+1	+1	+1	4	~200	-1	-1	-1	0	+1	+1	+1	+1	+1	+1
5	~300	-2	-2	-2	-1	0	0	5	~300	-2	-2	-1	0	0	0	0	0	0	0
6	300 m以上	-2	-2	-2	-1	0	0	6	300 m以上	-2	-2	-1	0	0	0	0	0	0	0

決定の理由 • データ上の制約から、モデル式の説明変数とはならなかつたが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。

適用方法 • 当該要因の測定は、座標処理により直線距離を算定して行つているため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。

要因名 直線距離		標準化I類の結果計算された比準表						標準住宅地評定用として決定した比準表						他の路線価評定用として決定した比準表						
標準住宅地 (%)	1 ~25 m未満 未溝	1 ~50 m未満 未溝	2 ~100 m未満 未溝	3 ~200 m未満 未溝	4 ~300 m未満 未溝	5 ~300 m以上 未溝	6 その他 標準住宅地 (%)	1 ~25 m未満 未溝	2 ~50 m未溝	3 ~100 m未溝	4 ~200 m未溝	5 ~300 m未溝	6 その他 標準住宅地 (%)	1 ~25 m未溝	2 ~50 m未溝	3 ~100 m未溝	4 ~200 m未溝	5 ~300 m未溝	6 その他 標準住宅地 (%)	
1 ~25 m未溝	0	0	0	+1	+2	+2	1 ~25 m未溝	0	0	0	+1	+2	+2	1 ~25 m未溝	0	0	0	+1	+2	+2
2 ~50	0	0	0	+1	+2	+2	2 ~50	0	0	0	+1	+2	+2	2 ~50	0	0	0	+1	+2	+2
3 ~100	0	0	0	+1	+2	+2	3 ~100	0	0	0	+1	+2	+2	3 ~100	0	0	0	+1	+2	+2
4 ~200	-1	-1	-1	0	+1	+1	4 ~200	-1	-1	-1	0	+1	+1	4 ~200	-1	-1	-1	0	+1	+1
5 ~300	-2	-2	-2	-1	0	0	5 ~300	-2	-2	-2	-1	0	0	5 ~300	-2	-2	-2	-1	0	0
6 300 m以上	-2	-2	-2	-1	0	0	6 300 m以上	-2	-2	-2	-1	0	0	6 300 m以上	-2	-2	-2	-1	0	0

決定の理由　・データ上の制約から、モデル式の説明変数とはならなかつたが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。

適用方法　・当該要因の判定は、座標処理により直線距離を算定して行つているため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。

要因名	ガスタンクへの直線距離						標準宅地評定用として決定した比率表						他の路線価評定用として決定した比率表						標準宅地評定用として決定した比率表					
	数量化I類の結果計算された比率表						標準宅地評定用として決定した比率表						他の路線価評定用として決定した比率表						標準宅地評定用として決定した比率表					
	標準 宅地 (例) ~25 m 未満	1	2	3	4	5	6		標準 宅地 (例) ~25 m 未満	1	2	3	4	5	6		標準 宅地 (例) ~25 m 未満	1	2	3	4	5	6	
1 ~25 m未満	0	0	0	+1	+1	+1	+1		1 ~25 m未満	0	0	0	0	0	0		1 ~25 m未満	0	0	0	+1	+1	+1	
2 ~50	0	0	0	+1	+1	+1	+1		2 ~50	0	0	0	0	0	0		2 ~50	0	0	0	+1	+1	+1	
3 ~100	0	0	0	+1	+1	+1	+1		3 ~100	0	0	0	0	0	0		3 ~100	0	0	0	+1	+1	+1	
4 ~200	-1	-1	-1	0	0	0	0		4 ~200	-1	-1	-1	0	0	0		4 ~200	-1	-1	-1	0	0	0	
5 ~300	-1	-1	-1	0	0	0	0		5 ~300	-1	-1	-1	0	0	0		5 ~300	-1	-1	-1	0	0	0	
6 300 m以上	-1	-1	-1	0	0	0	0		6 300 m以上	-1	-1	-1	0	0	0		6 300 m以上	-1	-1	-1	0	0	0	

決定の理由　・データ上の制約から、モデル式の説明変数とはならなかったが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。
 適用方法　・当該要因の判定は、座標処理により直線距離を算定して行っているため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。

要因名		オイルタンクへの直線距離						標準化 I 類の結果計算された比準表						標準化地評定用として決定した比準表						その他の路線価評定用として決定した比準表					
標準化地評定用として決定した比準表		1	2	3	4	5	6	標準化地評定用として決定した比準表	1	2	3	4	5	6	その他の路線価評定用として決定した比準表	1	2	3	4	5	6				
標準化地 (m)	未満	~25	~50	~100	~200	~300	300 以上	標準化地 (m)	未満	~25	~50	~100	~200	~300	300 以上	標準化地 (m)	未満	~25	~50	~100	~200	~300	300 以上		
1	~25 m未満	0	0	+1	+1	+1	+1	1	~25 m未満	0	0	0	0	0	0	1	+1	+1	+1	+1	+1	+1			
2	~50	0	0	0	0	+1	+1	2	~50m	0	0	0	0	0	0	1	+1	+1	+1	+1	+1	+1			
3	~100	0	0	0	+1	+1	+1	3	~100-	0	0	0	0	0	0	1	+1	+1	+1	+1	+1	+1			
4	~200	-1	-1	-1	0	0	0	4	~200	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
5	~300	-1	-1	-1	0	0	0	5	~300	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	300m以上	-1	-1	-1	0	0	0	6	300m以上	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

決定の理由　・データ上の制約から、モデル式の説明変数とはならなかつたが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。

適用方法　・当該要因の測定は、座標処理により直線距離を算定して行つたため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。

要因名		変電所への直線距離						標準宅地評定用として決定した比率表						他の路線価評定用として決定した比率表							
数理化I類の結果計算された比率表																					
標準 宅地 (例) 売買実例地	m 未満	1	2	3	4	5	6	標準 宅地 (例) 売買実例地	1	2	3	4	5	6	標準 宅地 (例) 未満	1	2	3	4	5	6
1	~25	0	0	0	+1	+1	+1	1	~25 m未満	0	0	0	+1	+1	+1						
2	~50	0	0	0	+1	+1	+1	2	~50	0	0	0	+1	+1	+1						
3	~100	0	0	0	+1	+1	+1	3	~100	0	0	0	+1	+1	+1						
4	~200	-1	-1	-1	0	0	0	4	~200	-1	-1	-1	0	0	0						
5	~300	-1	-1	-1	0	0	0	5	~300	-1	-1	-1	0	0	0						
6	300 m以上	-1	-1	-1	0	0	0	6	300 m以上	-1	-1	-1	0	0	0						

決定の理由　・データ上の制約から、モデル式の説明変数だけならなかつたが、住環境への影響があると判断し、上記のとおり決定した。

適用方法　・当該要因の規定は、座標処理により直線距離を算定して行っているため、当該施設の規模を考慮することが必要となる。

要因名		地積(面地条件)				標準宅地評定用として決定した比率表					その他の路線価評定用として決定した比率表				
数量化I類の結果計算された比率表															
評定する地点 (m ²)	1 ~165 ~330 ~1000 以上	1	2	3	4	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
基準とする地点 (m ²)	~165m ² 未満	0	-4	-6	-19	~165m ² 未満	0	-4	-6	-13	-20				
1 ~165m ² 未満	0	+4	0	-2	-16	2 ~330	4	0	-2	-9	-17				
2 ~330	+4	0	+2	0	-14	3 ~1000	6	2	0	-7	-15				
3 ~1000	+6	+2	0	-14	4 ~2000	15	10	8	0	-8					
4 1000m ² 以上	+24	+19	+17	0	5 2000m ² 以上	25	20	18	9	0					

決定の理由　・モデル式に基づく格差率をほぼ妥当と認め、規模のカテゴリー区分を、1000m²以上を2000m²未満と2000m²以上に細分化して上記のとおり決定した。

適用方法　・当該比率表は、売買実例の標準化補正のためのものであり、その他の路線価評定用の比率表は、不要となる。

要因名		画地の形状(画地条件)		標準化I類の結果計算された比率表		標準化地評定用として決定した比率表		標準化地評定用として決定した比率表	
評定する地点 (例)	基準とする地点 (例)	標準化地 (例)		標準化地評定用として決定した比率表		標準化地評定用として決定した比率表		標準化地評定用として決定した比率表	
		1 正長方形	2 その他の長方形	1 整形	2 やや整形	3 不整形	4 極端に不整形	1 整形	2 やや整形
1 正長方形	0	-9		0	-3	-9	-13		
2 その他の長方形	+10	0		+3	0	-6	-10		
				+10	+7	0	-4		
				+15	+12	5	0		

決定の理由 • モデル式に基づく格差率をほぼ妥当と認め、カテゴリー区分「その他」を「やや整形」「極端に不整形」に細分化して比率表を決定した。
 適用方法 • 当該比率表は、売買実例の標準化補正のためのものであり、その他の路線価評定用の比率表は、不要となる。
 • 「極端に不整形」は、L字状の土地や帯状の土地が該当する。

要因名		道路との接面状況（面地条件）		標準化I類の結果計算された比準表					標準宅地評定用として決定した比準表					その他の路線価評定用として決定した比準表				
評定する地点 例)	1 2	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	1 中間面地	2 その他	
基準とする地点 例)	1 2	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	1 中間面地	0 +7	

標準宅地 例)		1	2	3	4	5		
中間面地		中間面地	角地	二方路	三方路	四方路		
1	中間面地	0	+1	0	5	3	8	11
2	その他	-7	0	-5	0	-2	2	6
3	二方路	-3	2	0	4	8		
4	三方路	-7	-2	-4	0	3		
5	四方路	-10	-5	-7	-3	0		

決定の理由 ・モデル式に基づく格差率を既定妥当と認め、カテゴリ一区分「その他」「角地」「二方路」「三方路」「四方路」に細分化し、実務上採用している率を考慮して比準表を決定した。

適用方法 ・当該比準表は、売買実例の標準化補正のためのものであり、その他の路線価評定用の比準表は、不要となる。

備考 ・当該要因は、接面道路の幅員、交通量、方位等により率が異なることに留意すべきである。

(6) 比準表の適用方法

前述のとおり、比準表は売買実例価額から比準価格を求めるのに用いる「標準宅地評定用比準表」と、標準宅地からその他の路線価を求めるのに用いる「その他の路線価評定用比準表」の2種類がある。

① 標準宅地評定用比準表

まず、売買実例価額から比準価格を求めるための算定式は、(式-1)に示すとおりとなる。

$$\text{比準価格} = \text{売買実例価額} \times \frac{100}{()} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \times \frac{()}{100} \dots \dots \text{(式-1)}$$

()
事情
補正 時点
修正 の修正
画地要因
修正 因以外
の修正

(式-1)の()の中は、それぞれ $100 \pm a$ (補正率、修正率)(%)という数値である。右辺の項目のうち、要因修正の項目に対して、「標準宅地評定用比準表」を適用するものである。

「道路幅員」を例に取り上げて説明すると次のとおりとなる。

売買実例の道路幅員が 4.5 m、標準宅地の道路幅員が 5.5 m であったとすると、これによる修正率は、比準表(例)より、+2(%)と求められる。いま、その他の要因がすべて同じであったとすると、比準価格は、次のとおりとなる。

$$\text{比準価格} = \frac{* \text{正常売買価格}}{100} \times \frac{(100+2)}{100} = \frac{102}{100} \times \text{正常売買価格}$$

(ただし、*正常売買価格：事情補正後、時点修正後、画地修正後の売買価格)

道路幅員について標準宅地評定用として決定した比準表例

標準 宅地 売買 実例地		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		2m 未満	2~3m	3~4m	4~5m	5~6m	6~7m	7~8m	8~10m	10m 以上
1	2m未満	0	2	4	7	9	11	13	15	16
2	2~3m	2	0	2	4	6	9	11	13	14
3	3~4m	-4	-2	0	2	4	6	8	10	11
4	4~5m	-6	-4	-2	0	②	4	6	8	9
5	5~6m	-8	-6	-4	-2	0	2	4	6	7
6	6~7m	-10	-8	-6	-4	-2	0	2	4	5
7	7~8m	-12	-10	-8	-6	-4	-2	0	2	3
8	8~10m	-13	-11	-9	-8	-6	-4	-2	0	1
9	10m以上	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-3	-1	0

すなわち、道路幅員の差異により、標準宅地は売買実例地より2(%)優るということになる。

② その他の路線価評定用比準表

標準宅地の評定価格からその他の路線価を評定するための算定式は、(式-3)に示すとおりである。

$$\text{その他の路線価} = \text{標準宅地価格} \times \frac{()}{100} \dots \dots \dots \text{(式-3)}$$

画地要
因以外
の修正

(式-3)の()中は、100±a(修正率)(%)という数値である。

6. 標準宅地の価格の評定

(1) 評定の方式

標準宅地の価格の評定は、不動産鑑定評価基準における「取引事例比較法に準じた方法」により行うこととした。これは、標準宅地の存する同一状況類似地域内または、これに近接する地域内にある売買実例地に基づき、次式においてはめて算定される比準価格を比較検討して評定価格を求めるというものである。

$$\text{比準価格} = \frac{100}{\text{売買実例価額}} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \dots \text{(式-1)}$$

〔事情補正〕〔時点修正〕〔画地要因の修正〕〔画地要因以外の要因の修正〕

この基本的な考え方は標準宅地のすべての用途（住、商、工）を通じて異なるところはないが、その具体的な評定作業は「(a)比準表を適用して算定する方式」と「(b)鑑定評価的な方式」の2つに分けることができる。

前者(a)の比準表による方式の特徴は、売買実例からの比準作業を、一定の基準化された比準表の格差率を用いて行うことにより、多数地点の標準宅地を評定する場合においては、共通の尺度での評定が期待できる点にある。

ただし、この方式は限られた要因での比準作業であり、比準表に盛り込まれていない要因の格差率は比準価格に反映されない弱点がある。

従って、これを補完するために標準宅地の評定に当たっては、上記の比準価格を基にして、不動産鑑定士等が現地調査を行い、充分検証した後標準宅地間の価格バランスを検討することが必要となる。

一方、後者(b)の鑑定評価的な方式は、評定対象である標準宅地の各々について、適正な売買実例を選択し、要因比較を行って求めた比準価格を総合的に勘案して評定するものであるから、各標準宅地の地域的特性等をよく反映した精度の高い成果が得られるものであるが、専門的な判断作業を要求されることや、多数地点の評価には必ずしも適切でないこと等の限界がある。

本調査においては、住宅地は、(a)の方式の適用が可能であるので、(a)の方
式によるが、商業地及び工業地においては、5.(4)で述べたとおり、比準表の
作成が困難であるので、(b)の方式により評定することとした。

(2) 住宅地の標準宅地の価格の評定

前述のとおり、住宅地の標準宅地は、(a)の方式により評定するものである
が、この場合、前掲の(式-1)の右辺の第4項(画地要因の修正)及び第
5項(画地要因以外の要因の修正)の修正率を土地価格比準表を適用して求
める。具体的な算定フローは図6-1に示すとおりである。評定例は表6-
1及び表6-2に示すとおりである。

図6-1 住宅地標準価格算定フロー

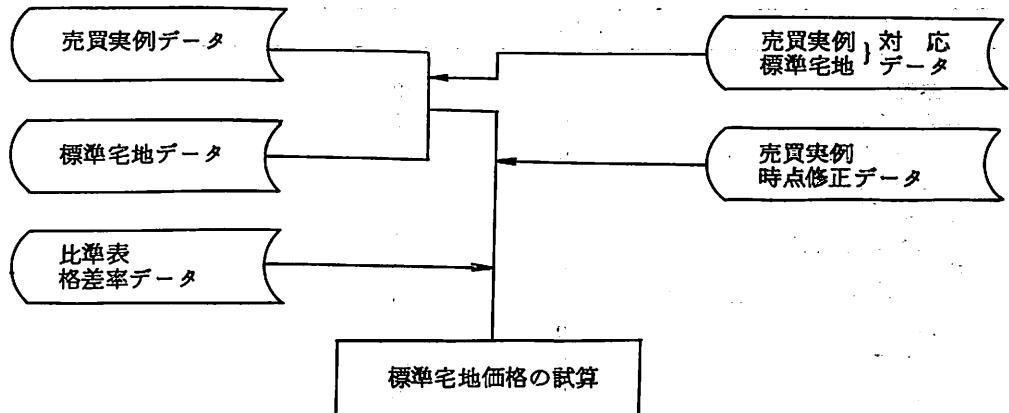


表 6 - 1 住宅地の標準宅地の価格の評定例

標準宅地コード	売買実例コード	取引時点	取引価格	事情補正	時点修正	画地修正	画地以外の修正	比準価	設定価格
○○○	A001	61年7月	87800	100/100	100/100	100/100	102/100	89556	93000
	1002	60年6月	90728	100/100	103/100	96/100	104/100	93300	
	1003	60年3月	90742	100/100	104/100	100/100	102/100	96259	
	1004	59年5月	90750	100/100	106/100	96/100	99/100	91424	

表 6 - 2 評定例(内訳表)

売買実例コード	A 0 0 1	1 0 0 2	1 0 0 3	1 0 0 4
取引時点	61年7月	60年6月	60年3月	59年5月
取引価格	87800	90728	90742	90750
事情補正	100	100	100	100
時点修正	100	103	104	106
画地修正				
規模	0	-4	0	-4
形状等	0	0	0	0
接面条件	0	0	0	0
合計	100	96	100	96
画地以外の修正				
道路幅員	4	-2	-2	0
道路の系統	0	0	0	0
道路の連続性	0	0	0	0
舗装の有無	0	0	0	0
道路の種類	0	3	3	0
O駅への直線距離	5	0	1	1
商業密度	0	0	0	-2
土地区画整理事業施行区域	-7	0	0	0
公共下水道	0	0	0	0
都市ガス	0	3	0	0
用途地域	0	0	0	0
新幹線への直線距離	0	0	0	0
JR線への直線距離	0	0	0	0
污水処理場への直線距離	0	0	0	0
清掃工場への直線距離	0	0	0	0
食肉センターへの直線距離	0	0	0	0
畜場への直線距離	0	0	0	0
ガスタンクへの直線距離	0	0	0	0
オイルタンクへの直線距離	0	0	0	0
変電所への直線距離	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	102	104	102	99
比準価格	89556	93300	96259	91424

(3) 商業地の標準宅地の価格の評定

商業地の標準宅地の価格の評定は、前述の(b)の方式により行った。この場合の評定例は、表 6-3 に示すとおりである。

表 6-3 商業地の標準宅地の評定例

基準宅地番号	○○○	評定価格	500,000	円/㎡
--------	-----	------	---------	-----

事例番号 公示地番号 基準地番号	取引 時点	取引価格 円/㎡ ①	事情 補正 ②	時点 修正 ③	推定価格 円/㎡ ④=①×②×③	画地要 因修正 ④	画地以外の 要因修正 ⑤	比準価格 円/㎡ ④×④×⑤
A502	62/1	499,000	正常		494,010			494,000
				100 (100)	99 100		(100) 100	(100) 100
5031	61/2	308,263	正常		308,263		環境条件(繁 華性)+50 街路条件+10 (100) 100	493,000
				100 (100)	100 100		(160) 100	
5043	61/5	544,500	正常		544,500		環境条件(繁 華性)-5 (100) 100	517,000
				100 (100)	100 100		(95) 100	

7. その他の路線価の評定

(1) 評定の方式

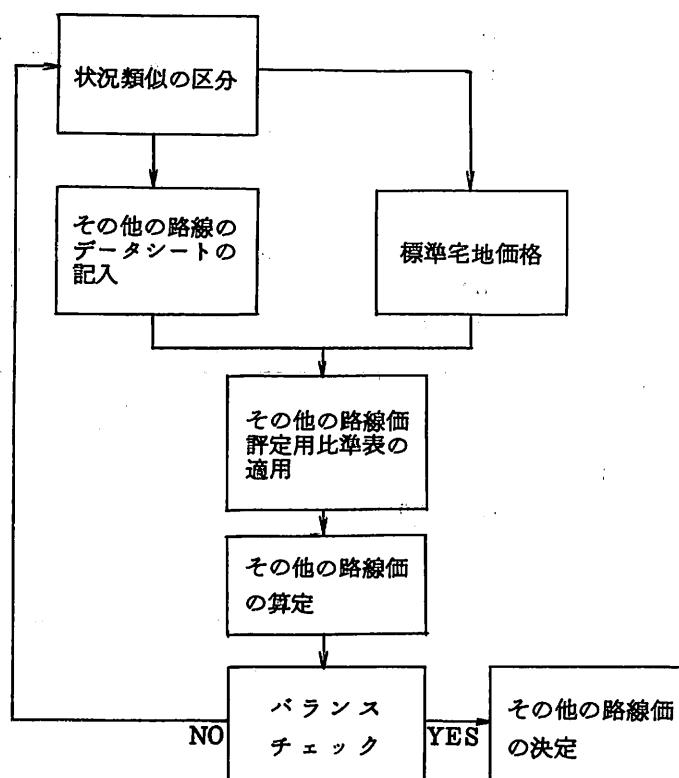
標準宅地の評定価格からその他の路線の価格を評定するための算定式は次式に示すとおりである。

$$\text{その他の路線価} = \text{標準宅地価格} \times \frac{(\quad)}{100} \quad \dots \dots \dots \text{ (式 - 2)}$$

画地要因以外
の修正

(式 - 2)の()の中は $100 \pm a$ (修正率)が入り、この a (修正率)は「その他の路線価評定用比準表」を適用して求めるものである。その他の路線価評定作業フローは図 7-1 に示すとおりである。

図 7-1 その他の路線価評定作業フロー図



(2) その他の路線価の評定例

今回の評定対象とした路線の本数は、約380本であるが、このうち一部の評定結果を例示すると表7-1のとおりとなる。

表7-1 路線価格の評定例

<状況類似：×× >

路線番号	標準宅地 ××001	路線 ××002	路線 ××003	路線 ××004	路線 ××005
1 道路幅員	0(9)	0(9)	0(9)	0(9)	0(9)
2 道路の連続性	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
3 蘆装の有無	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
4 道路の種類	0(1)	-9(2)	-9(2)	-9(2)	-9(2)
5 O駅への直線距離	0(800)	1(720)	-1(930)	-1(930)	0(810)
6 商業密度	0(4)	0(5)	0(4)	0(4)	0(6)
7 土地区画整理事業施行区域	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
8 公共下水道	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
9 都市ガス	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
10 用途地域	0(3)	0(3)	0(3)	0(3)	0(3)
11 新幹線への直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
12 J R線への直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
13 污水処理場への直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
14 滑掃工場への直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
15 食肉センターへの直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
16 斎場への直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
17 ガスタンクへの直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
18 オイルタンクへの直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
19 変電所への直線距離	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)	0(6)
20 その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
路線価指数	100	92	90	90	91
時価路線価	147000	135000	132000	132000	134000

III 結び

以上のとおり宅地評価における効率的処理手法の開発の一つの試みとして、〇市をケース・スタディとして取り上げ、一応の成果を得ることができたものと考える。

本調査のように具体的な都市を対象とした実態的な調査研究は本年度で3回目であるが、土地価格評定の効率的な処理手法を開発するに当たっては、評定地点の価格形成要因等の正確な測定データが必要となる。そして、一般に固定資産税の土地評価に必要となるデータは大量に及ぶため、その測定・整理を行うには多数の人手を要し、その場合、特に本調査で例示したデータシート記入マニュアルのような統一した基準を作成し、統一した運用がなされることが不可欠であろう。

ところで、本調査の成果を種々多様な地域状況をもつ他の市町村にそのまま適用することについては、なお、多くの課題があり、本調査の成果と次の留意点を踏まえ、それぞれの状況に応じた評価方法について、更に調査研究を重ねる必要があるものと考えられる。

- (1) 〇市では、住宅地の土地価格評定のための比準表を单一に作成したが、団体の態様によっては、住宅の利用状況等により、例えば高級・普通・村落等についてそれよりきめ細やかな区分による比準表を作成し、適用することが評定段階で、より優れた結果が得られることになろう。
- (2) 土地価格評定のための比準表作成に当たっては、統計分析結果によるところが多大であるが、統計上の分析は、あくまでも一定の前提による計算の結果にすぎないものであり、固定資産税における土地評価の場合は、これらのデータによる結果等に止らず、最終的には評価担当者の知識、経験等による総合的判断が求められる点に留意する必要があろう。

付属資料 - 1

O 市標準宅地・路線データシート

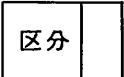
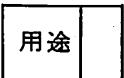
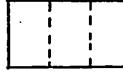
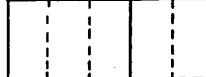
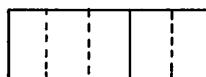
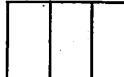
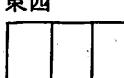
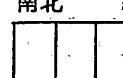
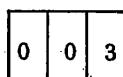
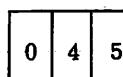
区分	1 用 途	2 標準宅地番号	3 4 5	主要路線番号	6 7 8 9 10	路線番号	11 12 13 14 15																				
地形図上の位置 (1/1000) 単位:mm			地図番号	16 17 18	東 西	19 20 21	南 北	22 23 24																			
街 路 条 件	1. 道路幅員	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				2. 倍 築	<table border="1"><tr><td>有</td><td>無</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	有	無	1	2	3. 歩 道	<table border="1"><tr><td>西側</td><td>片側</td><td>無</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	西側	片側	無	1	2	3	25 26 27 28 29 30	<table border="1"><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	1				2	3
	有	無																									
	1	2																									
	西側	片側	無																								
1	2	3																									
1				2	3																						
4. 種 別	<table border="1"><tr><td>国道X号</td><td>国道Y号</td><td>県道</td><td>市道</td><td>私道</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr></table>	国道X号	国道Y号	県道	市道	私道	1	2	3	4	5					31 32	<table border="1"><tr><td>4</td><td>5</td></tr></table>	4	5								
国道X号	国道Y号	県道	市道	私道																							
1	2	3	4	5																							
4	5																										
5. 連続性	<table border="1"><tr><td>通り抜可</td><td>通り抜不可</td><td>行き止り</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	通り抜可	通り抜不可	行き止り	1	2	3		6. 系 统 (地域・地区)	<table border="1"><tr><td>普通</td><td>劣る</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	普通	劣る	1	2		33											
通り抜可	通り抜不可	行き止り																									
1	2	3																									
普通	劣る																										
1	2																										
						6	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>																				
	交通・接近条件については位置測定により処理を行う。		8. バス路線との関係				34	<table border="1"><tr><td>8</td></tr></table>	8																		
8																											
交 通 ・ 接 近 条 件	- 1 最寄駅		<table border="1"><tr><td>接面</td><td>接面せず</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	接面	接面せず	1	2				35 36	<table border="1"><tr><td>9</td><td></td></tr></table>	9														
	接面	接面せず																									
	1	2																									
	9																										
	- 2 最寄駅への距離																										
	- 3 O駅への距離																										
	- 4 バス停への距離																										
	- 5 銀行等金融機関への距離																										
	- 6 病院への距離																										
	- 7 市役所又は公民館への距離																										
	- 8 第一種大型店舗への距離																										
- 9 第二種大型店舗への距離																											
- 10 小学校への距離																											
- 11 公園への距離																											
同一地域(路線)における							37 38 39 40	<table border="1"><tr><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr></table>	10	11	12	13															
10	11	12	13																								
環 境 条 件	10. 施物密度	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		11. 住 宅 密 度 (地域)	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		12. 商 業 密 度 (路線)	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		13. 工 業 密 度 (地域)	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>		41 42 43 44	<table border="1"><tr><td>14</td><td>15</td></tr></table>	14	15											
	14	15																									
		<table border="1"><tr><td>0%</td><td>~20%</td><td>~40%</td><td>~60%</td><td>~80%</td><td>~100%</td><td>100%</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	0%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	100%	1	2	3	4	5	6	7											
	0%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	100%																				
	1	2	3	4	5	6	7																				
	14. 土地整理事業施行区域 コード	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table>			15. 住 宅 団 地 コ ー ド	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table>																					
16. 上水道	<table border="1"><tr><td>有</td><td>無</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	有	無	1	2	17. 都市ガス	<table border="1"><tr><td>有</td><td>無</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	有	無	1	2	18. 公共下水道	<table border="1"><tr><td>有</td><td>無</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	有	無	1	2			45 46 47	<table border="1"><tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td></tr></table>	16	17	18			
有	無																										
1	2																										
有	無																										
1	2																										
有	無																										
1	2																										
16	17	18																									
19. 標準的面積規格								48	<table border="1"><tr><td>19</td></tr></table>	19																	
19																											
	<table border="1"><tr><td>~100m²</td><td>~132m²</td><td>~165m²</td><td>~200m²</td><td>~1000m²</td><td>~3000m²</td><td>~1ha</td><td>1ha~</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr></table>	~100m ²	~132m ²	~165m ²	~200m ²	~1000m ²	~3000m ²	~1ha	1ha~	1	2	3	4	5	6	7	8										
~100m ²	~132m ²	~165m ²	~200m ²	~1000m ²	~3000m ²	~1ha	1ha~																				
1	2	3	4	5	6	7	8																				
20. 公客・施設との接近性					4-10について位置測定上 り処理する。																						
					- 4 電気所	- 9 オイルタンク																					
					- 5 施場	- 10 食料センター																					
					- 6 清掃工場																						
					- 7 污水処理場																						
					- 8 ガスタンク																						
								49 50 51	<table border="1"><tr><td>20-1</td><td>-2</td><td>-3</td></tr></table>	20-1	-2	-3															
20-1	-2	-3																									

付属資料－2

O 市 標準宅地・路線
データ・シート記入マニュアル

行政条件	21.用途地域	<table border="1"><tr><td>1 住専</td><td>2 住専</td><td>住居</td><td>近商</td><td>商業</td><td>単工</td><td>工業</td><td>工専</td><td>調整</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr></table>	1 住専	2 住専	住居	近商	商業	単工	工業	工専	調整	1	2	3	4	5	6	7	8	9	52					
	1 住専	2 住専	住居	近商	商業	単工	工業	工専	調整																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9																	
	22.建ぺい率	<table border="1"><tr><td>0 %</td></tr></table>	0 %	21																						
0 %																										
23.容積率	<table border="1"><tr><td>0 %</td></tr></table>	0 %	53																							
0 %																										
24.その他の規制	<table border="1"><tr><td>-1 特別用途地区(娛樂・レクリューション地区)</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>-2 特別用途地区(特別工業地区)</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>-3 単防火地城</td><td></td><td></td></tr></table>	-1 特別用途地区(娛樂・レクリューション地区)	有	無	-2 特別用途地区(特別工業地区)	1	2	-3 単防火地城			54 55															
-1 特別用途地区(娛樂・レクリューション地区)	有	無																								
-2 特別用途地区(特別工業地区)	1	2																								
-3 単防火地城																										
商業地	<商業地の特性>		56 57 58																							
	25.地域の特性	<table border="1"><tr><td>繁華街</td><td>高度商業</td><td>普通商業1</td><td>普通商業2</td><td>普通商業3</td><td>店住混在</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	繁華街	高度商業	普通商業1	普通商業2	普通商業3	店住混在	1	2	3	4	5	6	24-1 25 26											
	繁華街	高度商業	普通商業1	普通商業2	普通商業3	店住混在																				
	1	2	3	4	5	6																				
	26.業種1	<table border="1"><tr><td>事務所街</td><td>大型店舗街</td><td>娯楽・飲食街</td><td>小規模小売店街</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>飲食店街</td><td>問屋街</td><td>その他</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>6</td><td></td><td>7</td></tr></table>	事務所街	大型店舗街	娯楽・飲食街	小規模小売店街	1	2	3	4	飲食店街	問屋街	その他		5	6		7	59 60							
	事務所街	大型店舗街	娯楽・飲食街	小規模小売店街																						
	1	2	3	4																						
	飲食店街	問屋街	その他																							
	5	6		7																						
	27.業種2	<table border="1"><tr><td>-1 金融機関</td><td>-2 大型店舗</td><td>-3 官公庁</td></tr><tr><td>有</td><td>無</td><td>有</td><td>無</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>	-1 金融機関	-2 大型店舗	-3 官公庁	有	無	有	無	有	無	1	2	1	2	1	2	27-1 28-1 29								
-1 金融機関	-2 大型店舗	-3 官公庁																								
有	無	有	無	有	無																					
1	2	1	2	1	2																					
28.繁華の程度	<table border="1"><tr><td colspan="2">その1</td><td colspan="2">その2</td><td colspan="2">その3</td></tr><tr><td>両側街</td><td>片側街</td><td>突通り</td><td>裏通り</td><td>繁華</td><td>普通</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td></tr></table>	その1		その2		その3		両側街	片側街	突通り	裏通り	繁華	普通	1	2	1	2	1	2						3	61 62 63 64 65 66
その1		その2		その3																						
両側街	片側街	突通り	裏通り	繁華	普通																					
1	2	1	2	1	2																					
					3																					
29.階層	<table border="1"><tr><td>1~2 階</td><td>3~5 階</td><td>6階以上</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr></table>	1~2 階	3~5 階	6階以上	1	2	3	30.アーケード等	<table border="1"><tr><td>完全</td><td>歩道上</td><td>歩行者専用</td><td>無</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	完全	歩道上	歩行者専用	無	1	2	3	4	67 68								
1~2 階	3~5 階	6階以上																								
1	2	3																								
完全	歩道上	歩行者専用	無																							
1	2	3	4																							
31.地域の特性	<table border="1"><tr><td>大工場</td><td>工業団地</td><td>流通業務</td><td>中小工場</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	大工場	工業団地	流通業務	中小工場	1	2	3	4	31																
大工場	工業団地	流通業務	中小工場																							
1	2	3	4																							
32.幹線道路までの距離	<table border="1"><tr><td>-1 国道X号</td><td>1 ~500m</td><td>3 ~2 km</td><td>5 ~5km</td></tr><tr><td>-2 国道Y号</td><td>2 ~1km</td><td>4 ~3 km</td><td>6 5km~</td></tr><tr><td>-3 国道Y号バイパス</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	-1 国道X号	1 ~500m	3 ~2 km	5 ~5km	-2 国道Y号	2 ~1km	4 ~3 km	6 5km~	-3 国道Y号バイパス				70 71 72												
-1 国道X号	1 ~500m	3 ~2 km	5 ~5km																							
-2 国道Y号	2 ~1km	4 ~3 km	6 5km~																							
-3 国道Y号バイパス																										
33.町丁目コード	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				73 74 75																					

- 商業地(25~30)の項目については、用途が商業地、工業地(31~32)については用途が工業地の場合のみ記入する。それ以外の項目については、全用途について記入する。
- 長さが35m以上の行止り路線については、データシートに記入する。

A. 	<ul style="list-style-type: none"> この欄に記入する区分コードは、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 市街地宅地評価法(主要路線) 市街地宅地評価法(その他の路線) 										
B. 	<ul style="list-style-type: none"> この欄に記入する用途コードは、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>1. 繁華街</td> <td>6. 大工場地区</td> </tr> <tr> <td>2. 高度商業地区</td> <td>7. 中小工場地区</td> </tr> <tr> <td>3. 普通商業地区</td> <td>8. 集団地区</td> </tr> <tr> <td>4. 併用住宅地区</td> <td>9. 村落地区</td> </tr> <tr> <td>5. 普通住宅地区</td> <td></td> </tr> </table> 	1. 繁華街	6. 大工場地区	2. 高度商業地区	7. 中小工場地区	3. 普通商業地区	8. 集団地区	4. 併用住宅地区	9. 村落地区	5. 普通住宅地区	
1. 繁華街	6. 大工場地区										
2. 高度商業地区	7. 中小工場地区										
3. 普通商業地区	8. 集団地区										
4. 併用住宅地区	9. 村落地区										
5. 普通住宅地区											
C. 標準宅地番号 	<ul style="list-style-type: none"> 標準宅地一覧表により連番を記入する。 										
D. 主要路線番号 	<ul style="list-style-type: none"> 標準宅地の接面する路線(主要な路線)の番号を記入する。 <ul style="list-style-type: none"> 上3桁 町・大字コード 下2桁 路線番号 										
E. 路線番号 	<ul style="list-style-type: none"> 上3桁 町・大字コード 下2桁 路線番号 										
F. 地形図上の位置 地図番号  東西  南北 	<ul style="list-style-type: none"> 標準宅地(路線)について地形図(1/1000)の地図番号及び当該地形図上の位置(各地図の左下角を原点として東西、南北の各座標をmm単位で計測する)を記入する。 例: 地図番号3は 東西45mmは  東西45mmは  と記入する。 なお、原則として路線はその中心で位置を把握するものとするが、同一街路に二路線付設されている場合はその計測点は同一点にする。 										

街 路 条 件	1. 道路幅員	<ul style="list-style-type: none"> 原則として道路台帳図に基づき記入する。 認定されていない道路は現地調査による。 				
	2. 舗装	<ul style="list-style-type: none"> 原則として道路台帳に基づき記入する。 完全舗装のみでなく、簡易舗装の場合も「有」とする。 				
	3. 歩道	<ul style="list-style-type: none"> 両側歩道付の路線は「両側」、片側歩道付の路線は「片側」、歩道付でない路線は、「無」とする。 ここでいう歩道とは、車道との間に段差があり、明確に車道と歩道とが区分されているものをいう。 単なるガードレールのみの仕切は、歩道とは見なさない。 				
	4. 種別	<ul style="list-style-type: none"> 道路法上の道路で国が管理するものを「国道」、同じく県が管理するものを「県道」、市が管理するものを「市道」とし、私人が管理するものを「私道」とする。 				
	国道X号 国道Y号 県道 市道 私道	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table>	1	2	3	4
1	2	3	4	5		
	5. 連続性	<ul style="list-style-type: none"> 普通乗用車での通り抜けが可能なものを「通り抜可」、普通乗用車での通り抜けが不可能なものを「通り抜不可」、行止り道路を「行止り」とする。 				
	通り抜可 通り抜不可 行止り	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	1	2	3	
1	2	3				
	6. 系統(地域・地区)	<ul style="list-style-type: none"> 標準宅地についてのみ記入する。 当該状況類似地域(地区)内の道路の系統性の劣るもの(蛇行した狭幅員の道路が多い等)を「劣る」とし、その他を「普通」とする。 				
	普通 劣る	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td></tr> </table>	1	2		
1	2					

交通 接 近 条 件	7.	<ul style="list-style-type: none"> -1 最寄駅 -2 最寄駅への距離 -3 O駅への距離 -4 バス停への距離 -5 銀行等金融機関 への距離 -6 病院への距離 -7 市役所又は公民 館への距離 -8 第一種大型店舗 への距離 -9 第二種大型店舗 への距離 -10 小学校への距離 -11 公園への距離 	<table border="1"> <tr> <td>O駅</td><td>A駅</td><td>B駅</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・交通・接近条件についてはすべて地図上での座標処理とする。 ・最寄駅は、標準宅地との直線距離と、各駅での乗降客数によって選択し、状況類似地域ごとに同一の駅とする。 ・バス停までの距離は最寄バス等（利便性の極端に劣るものは除外する）までの直線距離で測定する。ただし、中心駅から直線距離で1.5km以内はバスを利用しないものとする。 	O駅	A駅	B駅	1	2	3
O駅	A駅	B駅							
1	2	3							
8. バス路線との関係	<table border="1"> <tr> <td>接面</td><td>接面せず</td></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td></tr> </table>	接面	接面せず	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・作製したバス路線図に基づき、該当するものを記入する。 			
接面	接面せず								
1	2								
9. 学校区コード		<ul style="list-style-type: none"> ・学校区コードは、学校区図に基づき記入する。 ・コードは右詰めで記入する。 							

環境条件	同一地域（路線）における 1.0. 建物密度 1.1. 商業密度 1.2. 住宅密度 1.3. 工業密度	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図等により画地利用密度について、状況類似単位（商業密度は路線単位）で下記の表から該当するものを記入する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>0%</th><th>~20%</th><th>~40%</th><th>~60%</th><th>~80%</th><th>~100%</th><th>100%</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>* 詳細については、別紙1を参照する。</p>	0%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	100%	1	2	3	4	5	6	7
0%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	100%										
1	2	3	4	5	6	7										
1.4. 土地区画整理事業施行区域コード 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴市作製の図面に基づき判定する。 ・別に作成した一覧表に基づきそのコードを記入する。 ・コードは右詰めで記入する。 															
1.5. 住宅団地コード 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地については一定規模(0.5~1ha)以上のもののみを対象とする。 															
1.6. 水道 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道法による水道事業又は専用水道により供給されている場合及び通常の工事負担によりこれらの水道から供給可能な場合を「有」とし、その他を「無」とする。 ・簡易水道は「有」とする。 															
1.7. 都市ガス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガスによりガスが供給されている場合及び通常の工事負担によりこれらのガス事業からガス供給が可能な場合を「有」とし、その他を「無」とする。 															
	1.8. 公共下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法の処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は「有」とし、その他は「無」とする。 														

	19. 標準的画地規模	<ul style="list-style-type: none"> 状況類似地域における標準的な画地規模により、該当番号を記入する。 <table border="1"> <tr><td>~100m²</td><td>~132m²</td><td>~165m²</td><td>~330m²</td><td>~1000m²</td><td>~3000m²</td><td>~1ha</td><td>1ha~</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table> <p>* 詳細については、別紙2を参照する。</p>	~100m ²	~132m ²	~165m ²	~330m ²	~1000m ²	~3000m ²	~1ha	1ha~	1	2	3	4	5	6	7	8						
~100m ²	~132m ²	~165m ²	~330m ²	~1000m ²	~3000m ²	~1ha	1ha~																	
1	2	3	4	5	6	7	8																	
	20. 公害・嫌悪施設との接近条件	<ul style="list-style-type: none"> 1~2については、標準宅地（または路線の中心）から当該施設までの直線距離を測り、コードで記入する。 3については、コード表に基づき、コード番号を記入する。 4~10の施設については、すべて地図上の座標処理とする。 <table> <tr><td style="text-align: center;">距離コード</td><td style="text-align: center;">JR線コード</td></tr> <tr><td> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>~25m</td></tr> <tr><td>2</td><td>~50m</td></tr> <tr><td>3</td><td>~100m</td></tr> <tr><td>4</td><td>~200m</td></tr> <tr><td>5</td><td>~300m</td></tr> <tr><td>6</td><td>300m~</td></tr> </table> </td><td> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>JR本線</td></tr> <tr><td>2</td><td>JR地方線1</td></tr> <tr><td>3</td><td>JR地方線2</td></tr> </table> </td></tr> </table> <p>• コードは右詰めで記入する。</p>	距離コード	JR線コード	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>~25m</td></tr> <tr><td>2</td><td>~50m</td></tr> <tr><td>3</td><td>~100m</td></tr> <tr><td>4</td><td>~200m</td></tr> <tr><td>5</td><td>~300m</td></tr> <tr><td>6</td><td>300m~</td></tr> </table>	1	~25m	2	~50m	3	~100m	4	~200m	5	~300m	6	300m~	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>JR本線</td></tr> <tr><td>2</td><td>JR地方線1</td></tr> <tr><td>3</td><td>JR地方線2</td></tr> </table>	1	JR本線	2	JR地方線1	3	JR地方線2
距離コード	JR線コード																							
<table border="1"> <tr><td>1</td><td>~25m</td></tr> <tr><td>2</td><td>~50m</td></tr> <tr><td>3</td><td>~100m</td></tr> <tr><td>4</td><td>~200m</td></tr> <tr><td>5</td><td>~300m</td></tr> <tr><td>6</td><td>300m~</td></tr> </table>	1	~25m	2	~50m	3	~100m	4	~200m	5	~300m	6	300m~	<table border="1"> <tr><td>1</td><td>JR本線</td></tr> <tr><td>2</td><td>JR地方線1</td></tr> <tr><td>3</td><td>JR地方線2</td></tr> </table>	1	JR本線	2	JR地方線1	3	JR地方線2					
1	~25m																							
2	~50m																							
3	~100m																							
4	~200m																							
5	~300m																							
6	300m~																							
1	JR本線																							
2	JR地方線1																							
3	JR地方線2																							
行政条件	21. 用途地域	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画に基づく用途地域をコードで記入する。 当該路線が複数の用途地域にまたがる場合は、原則として当該路線の主要部分が属する用途地域を記入する。 <table border="1"> <tr><td>1 住専</td><td>2 住専</td><td>3 住居</td><td>4 近商</td><td>5 商業</td><td>6 建工</td><td>7 工業</td><td>8 工専</td><td>9 調整</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> </table>	1 住専	2 住専	3 住居	4 近商	5 商業	6 建工	7 工業	8 工専	9 調整	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
1 住専	2 住専	3 住居	4 近商	5 商業	6 建工	7 工業	8 工専	9 調整																
1	2	3	4	5	6	7	8	9																

	2.2. 建ぺい率 <input type="text"/> 0%	・都市計画に基づく建ぺい率を記入する。																
	2.3. 容積率 <input type="text"/> 0%	・都市計画に基づく容積率を記入する。																
	2.4. その他の規制 - 1 特別用途地区 (娯楽・レクリエーション地区) - 2 特別用途地区 (特別業務地区) - 3 準防火地域	・その他の規制については、左記の規制に該当する場合を「有」、該当しない場合を「無」とする。 <table border="1"><tr><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	有	無	1	2												
有	無																	
1	2																	
* 現地調査時に記入																		
商業地	2.5. 地域的特性	・当該状況類似地域(地区)における地域の状況を住宅地図、又は現地調査により判定し、該当番号を記入する。																
		<table border="1"> <tr><td>繁華街</td><td>高度商業</td><td>普通商業1</td><td>普通商業2</td><td>普通商業3</td><td>店住混在</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr> </table>	繁華街	高度商業	普通商業1	普通商業2	普通商業3	店住混在	1	2	3	4	5	6				
	繁華街	高度商業	普通商業1	普通商業2	普通商業3	店住混在												
1	2	3	4	5	6													
	・普通商業のうち、沿道サービスを中心とした路線を普通商業3とし、周辺を住宅で囲まれているものを普通商業2とし、その他を普通商業1とする。																	
	2.6. 業種1	・現地調査により状況類似地域(地区)ごとに該当番号を記入する。																
		<table border="1"> <tr><td>事務所街</td><td>大型店舗街</td><td>娯楽・飲食街</td><td>小規模小売店街</td></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>飲食店街</td><td>問屋街</td><td colspan="2">その他</td></tr> <tr><td>5</td><td>6</td><td colspan="2">7</td></tr> </table>	事務所街	大型店舗街	娯楽・飲食街	小規模小売店街	1	2	3	4	飲食店街	問屋街	その他		5	6	7	
	事務所街	大型店舗街	娯楽・飲食街	小規模小売店街														
1	2	3	4															
飲食店街	問屋街	その他																
5	6	7																

27. 業種 2

- 下記のそれぞれの業種について、現地調査により状況類似地域（地区）ごとに該当番号を記入する。

-1 金融機関		-2 大型店舗		-3 官公庁	
有	無	有	無	有	無
1	2	1	2	1	2

28. 繁華の程度

- 繁華の程度のそれぞれの項目について、現地調査により状況類似地域（地区）ごとに該当番号を記入する。

-1 その1		-2 その2		-3 その3		
両側街	片側街	表通	裏通	繁華	普通	活気なし
1	2	1	2	1	2	3

29. 階層

- 現地調査により状況類似地域（地区）ごとに標準的な階層を定め、該当番号を記入する。

1~2階	3~5階	6階以上
1	2	3

30. アーケード等

完全	歩道上	歩行者専用	無
1	2	3	4

- 現地調査により状況類似地域（地区）ごとにアーケードの有無及び完全アーケードか歩道上のみアーケードかを調べ、該当番号を記入する。

・アーケードが無い道路で車両時間規制がある場合は3番の歩行者専用を記入する。

工 業 地	3.1. 地域的特性	<ul style="list-style-type: none"> 当該状況類似地域(地区)における地域の状況を住宅地図により判定し、該当番号を記入する。 <table border="1"> <tr> <th>大工場</th><th>工業団地</th><th>流通業務</th><th>中小工場</th></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	大工場	工業団地	流通業務	中小工場	1	2	3	4
大工場	工業団地	流通業務	中小工場							
1	2	3	4							
3.2. 幹線道路までの距離	<ul style="list-style-type: none"> 標準宅地(または路線の中心)から幹線道路までの距離を測定し、該当する番号を記入する。 <table border="1"> <tr> <td>1 ~500m</td> <td>3 ~2km</td> <td>5 ~5km</td> </tr> <tr> <td>2 ~1km</td> <td>4 ~3km</td> <td>6 5km~</td> </tr> </table>	1 ~500m	3 ~2km	5 ~5km	2 ~1km	4 ~3km	6 5km~			
1 ~500m	3 ~2km	5 ~5km								
2 ~1km	4 ~3km	6 5km~								
3.3. 町丁目コード	<ul style="list-style-type: none"> 上3桁 町名コードを記入する。 <table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>									

別紙 1 「建物密度」等の判定について

「建物密度」に含むもの			「建物密度」に含まないもの
かつ 「住宅密度」 に含むもの	かつ 「商業密度」 に含むもの	かつ 「工業密度」 に含むもの	
・戸建住宅	・商店	・工場	・空地(未利用地)
・庭	・スーパー・マーケット (いわゆるゲタバキマ ンションを含む)	・研究所	・農地、山林
・アパート、寮		・倉庫 (小規模のものを除 <td>・他の施設から独立した 駐車場、駐輪場</td>	・他の施設から独立した 駐車場、駐輪場
・マンション (いわゆるゲタバキ マンションを除く)	・事務所	・自動車修理工場	・畜舎、鶏舎等
・病院、医院、診療所	・旅館、ホテル	・配送センター	・ゴルフ場、ゴルフ練習場
・物置、小規模の倉庫	・飲食店	・清掃工場	・資材置場
・神社、寺院	・銀行	・変電所	・グラシド、テニスコート
・公共施設 (集会所、体育館など)	・ガソリンスタンド		・寺院などと独立した墓地
・学校、幼稚園	・各種学校、専門学校		・鉄道敷
・生花教室、音楽教室等 (自宅の一部で営業し ているもの)	・娯楽施設		
	・公共施設 (市役所、出張所、 警察署、派出所、 税務署、消防署、 保健所、郵便局等)		

(注1) 道路および公園については「建物密度」等の判定にあたって、分子にも分母にもカウントしないものとする。

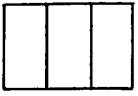
(注2) 「建物密度」等の判定は、画地単位で行う。例えば、上記の表において“駐車場”は「建物密度」に含まないとしているが、スーパー・マーケットの駐車場でスーパー・マーケットと同一敷地内のものはスーパー・マーケットと同様に「建物密度」および「商業密度」に含むこととする。

別紙 2 <標準的画地規模> の判定について

住宅地	商業地	工業地
2 ~132m ² ミニ開発等による 132m ² (約 40坪) 以下の画地が標準的である地域(地区)	1 ~100m ² 飲み屋街 飲み屋街など 100m ² (約 30坪) 以下のごく小規模な店舗が標準的である地域	4 ~330m ² 家内工業 工場の敷地規模が 330m ² 以下の中主として家内工業を営む工場が標準的である地域(地区)
3 ~165m ² 約40坪~50坪くらいの画地が標準的であるところのきわめて一般的な住宅	2 3 165m ² 商店街 約 30坪~50坪くらいの小売店舗などが標準的である地域	5 6 330~3000m ² 中小工場 工場敷地規模が 330~3000m ² の中小工場が標準的である地域(地区)
4 ~300m ² 普通住宅. 約 50坪~100坪くらいの比較的規模の大きな画地が標準的である地域(地区)	4 ~330m ² 路線商業 約 50坪~100坪くらいの店舗や事務所などが標準的である地域	7 0.3~1ha 大工場 工場敷地規模が 0.3~1haの大工場が標準的である地域(地区)
5 ~1000m ² 村落 農家集落のような約 100坪~300坪くらいの画地規模が標準的である地域(地区)	5 ~1000m ² 事務所街 約 100坪~300坪くらいの店舗、事務所ビル、レストラン、旅館などが標準的である地域	8 1ha~ 工場敷地規模が 1haを超えるような大工場が標準的である地域(地区)
6 1000m ² ~ 標準が約 300 坪を超えるようない、住宅地として熟成していない地域(地区)	6 ~3000m ² 沿道サービス 約 300 坪~1000 坪くらいの事務所ビル、スーパー、公共施設などが標準的である地域	
	7 3000m ² ~ 画地規模が 3000m ² を超えるようなスーパー、事務所ビル、公共施設などが標準的である地域	

〇市 売買実例データ・シート
記入マニュアル

路線番号、地形図上の位置、街路条件、交通・接近条件、環境条件、行政条件、商業地、工業地、町丁目コードの項目については、標準宅地・路線データ・シートと同様の要領で記入する。画地条件については、下記の要領で記入する。

3.3. 間口	・間口は主要道路の接面幅とする。																
3.4. 奥行	・奥行は間口に対する最長距離とする。																
3.5. 形状	<ul style="list-style-type: none"> 下記の表から該当するものを選んで番号を記入する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>整形地</td> <td>台形</td> <td>袋路</td> <td>三角地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </table>					整形地	台形	袋路	三角地	その他	1	2	3	4	5		
整形地	台形	袋路	三角地	その他													
1	2	3	4	5													
3.6. 接面道路との関係	<ul style="list-style-type: none"> 下記の表から該当するものを選んで番号を記入する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>中間画地</td> <td>角地</td> <td>二方路</td> <td>三方路</td> <td>四方路</td> <td>無道路地</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </table>					中間画地	角地	二方路	三方路	四方路	無道路地	1	2	3	4	5	6
中間画地	角地	二方路	三方路	四方路	無道路地												
1	2	3	4	5	6												
3.7. 道路との高低差	<ul style="list-style-type: none"> 下記の表から該当するものを選んで番号を記入する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>道路より高い</td> <td>道路より低い</td> <td>道路とほぼ等高</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 道路からの高さが1m以内のものは、ほぼ等高とみなす。 					道路より高い	道路より低い	道路とほぼ等高	1	2	3						
道路より高い	道路より低い	道路とほぼ等高															
1	2	3															
3.8. その他区分	<ul style="list-style-type: none"> 下記の表から該当するものを選んで番号を記入する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>私道含み</td> <td>法地及び崖地</td> <td>高压線下地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上記区分に基づく補正率を記入する。 					私道含み	法地及び崖地	高压線下地	その他	1	2	3	4				
私道含み	法地及び崖地	高压線下地	その他														
1	2	3	4														
	 /100																

（二）多变量解析法とは何か

多变量解析法とは、ある対象の特性を複数の要素で構成する場合に、その複数の要素を統合して、研究や評価を行う対象は必ず多面的な特徴を備えていること。これらは多变量的であることができる。たとえば、人の特徴をとれることは必ずときは、身長・体重・性別・種々の知能テストの結果のよきを心理的特徴、あるいは仕事の適応率やよきを精神的・肉体的行動の特性などが測定される。また、企業の評価をどう向上かとするときには、その基本・売上高・収益率・収支率・効率などの面

付属資料－3 労働者の資質などが記される。

このように、ある対象についてでも、その特徴を把握する複数の特徴のデータを求めることが「**多变量解析及び数量化理論Ⅰ類の概説**」の特徴である。これらのデータの用い方としては、もちろんある特定者が目的をもつ研究や評価においては、ただ1種類の特性だけを問題とすることもあるが、一般的には多面性を同時に、かつ総合的に取り扱うのが普通である。たとえば、ある電気製品の品質を示すものとして、寸法・誤差・電気抵抗の3特性があり、各々定められたある規格を満足するものを出しとする場合があるとする。そのようなとき、通常の管理図法や実験計画法において用いられる手筋は、3つの実験をそれぞれに解析することになり、多变量解析法とよぶことができる。このようなく定量解析の結果を報告して、その対象のもの特徴を浮彫にし、研究目的にそった評価を行う仕事は、一般にそれぞれの分野で蓄積された知識や専門家の直感に頼られる。

「多面性のもの情報を組みするのは、統計的方法のかわりの仕事ではなく、その対象について専門家の判断にまつべきことである」という考え方はかなり一般的である。原則的には正しい。たゞに、専門知識に固有の科学・技術の決断が知られており、そのモデルを明確に設定できる場合には、そのモデルにもとづいて解析するのが筋道である。しかし、専門技術の知識がかなり豊富であっても、それは1特徴、あるいはたしかか2特徴についてその条件を変化させたりして、3特徴以上を同時に変化させたときの結果を予測できる必須のものであることが多い。だからといって、専門家（専門）などに「多变量解析を教える」と

と一株貧弱竹

黒鶴の歌上高野山最遊記より抄録量文を

多変量解析法とは何か

様々な現象に対して、研究や評価を行う対象はすべて多面的な特性を備えているから、これらは多変量的であるということができる。たとえば、人の特徴をとらえようとするときは、身長・体重、種々の知能テストの結果のような心理的特性、あるいは仕事の達成率のような精神的・肉体的行動の特性などが測定される。また、企業の特徴をとらえようとするときは、その資本・売上高・収益率・資産効率などの財務指標や経営者・労働者の資質などが測られる。

このように、どんな対象についても、その特徴を把握するには多種類のデータを求めることが普通で、これを多変量・多変数のデータまたは多特性のデータとよぶ。これらのデータの用い方としては、もちろんある限定された目的をもつ研究や評価においては、ただ1種類の特性だけを問題とすることもあるが、一般的には多特性を同時に、かつ総合的に取り扱うのが普通である。例えば、ある電気製品の品質を示すものとして、寸法・硬度・電気抵抗の3特性があり、各々定められたある規格を満足するものを良しとする場合があるとする。このようなとき、通常の管理図法や実験計画法において用いられる手法は、3つの変数をそれぞれに解析することになり、1変量解析法とよぶことができる。このような1変量解析の結果を総合して、その対象のもつ特徴を浮彫にし、研究目的にそった評価を行う仕事は、一般にそれぞれの分野で蓄積された知識や専門家の直観に委ねられる。

「多特性のもつ情報を総合するのは、統計的方法のなしうる仕事ではなく、その対象について専門家の判断にまつべきことである」という考え方はかなり一般的であって、原則的には正しい。とくに、当該現象に固有の科学・技術の法則が知られており、そのモデルを明確に設定できる場合には、そのモデルにもとづいて解析するのが筋道である。しかし、固有技術の知識がかなり豊富であっても、それは1特性、あるいはたかだか2特性についてその条件を変化させたものであって、3特性以上を同時に変化させたときの結果を予測できるほどのものでないことが多い。だからといって、各変量(特性)ごとに1変量解析法を用いること

は大きなムダがある。それは、多くの変量がある場合、Aという変量はBという変量と類似していることがあり、1変量解析の手法では、個々の変量が互いに独立し、他の変量と無関係の場合のみ有効であるにすぎない。人の直感力も多変量・多特性を対象とした場合は、1特性あるいは2特性について考察できるのがせいぜいである。

従って、このように、互いに相関がある多変量（多種類の特性値）のデータのもつ特徴を要約し、かつ所与の目的に応じて総合するための手法として、多変量解析法を用いることとなる。

データのもつ特徴を要約するという意味合いは具体的には次のようなになる。

• 1 变量データの要約

100個のサンプルがあるとした場合、データを要約する方法として、通常、平均値と標準偏差という2つの統計量が用いられる。

平均値は、100個のサンプルの1変量についての代表値でその中心的傾向を表わし、標準偏差は、100個のサンプルの1変量についてバラツキの大きさを表わす。しかし、これだけでは、不十分な場合も多く、ヒストグラムによって分布をとらえ、その上でつきの観察を行うことになる。

たとえば、下図のように100のサンプルについて3つの特性についてそれぞれ分布をとらえると、図aの特性については、正規分布にしたがっているが、図bの特性については、異常なサンプルがあることがわかる。また、図cの特性については、さらに2つの群にわけて、群ごとに平均値と標準偏差をわける必要がある。

図 a

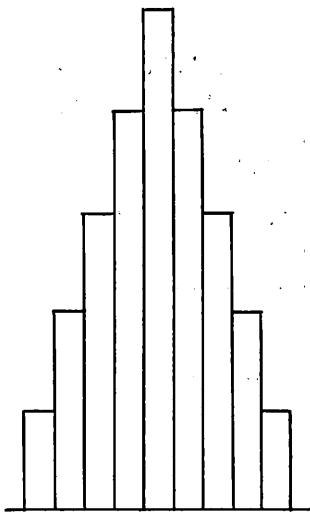


図 b

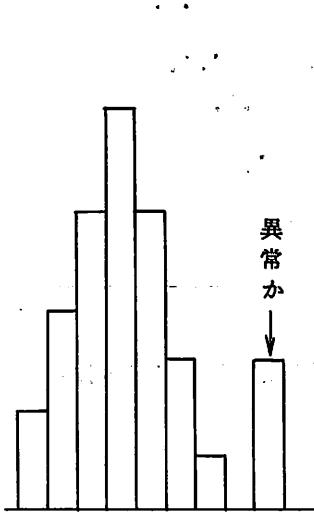
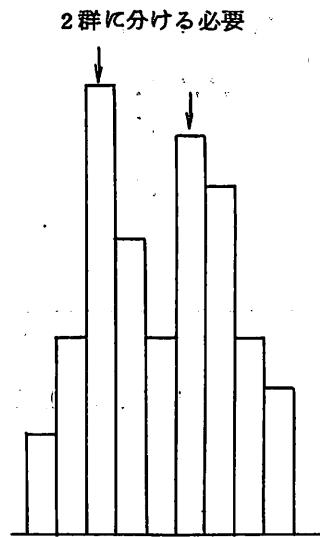


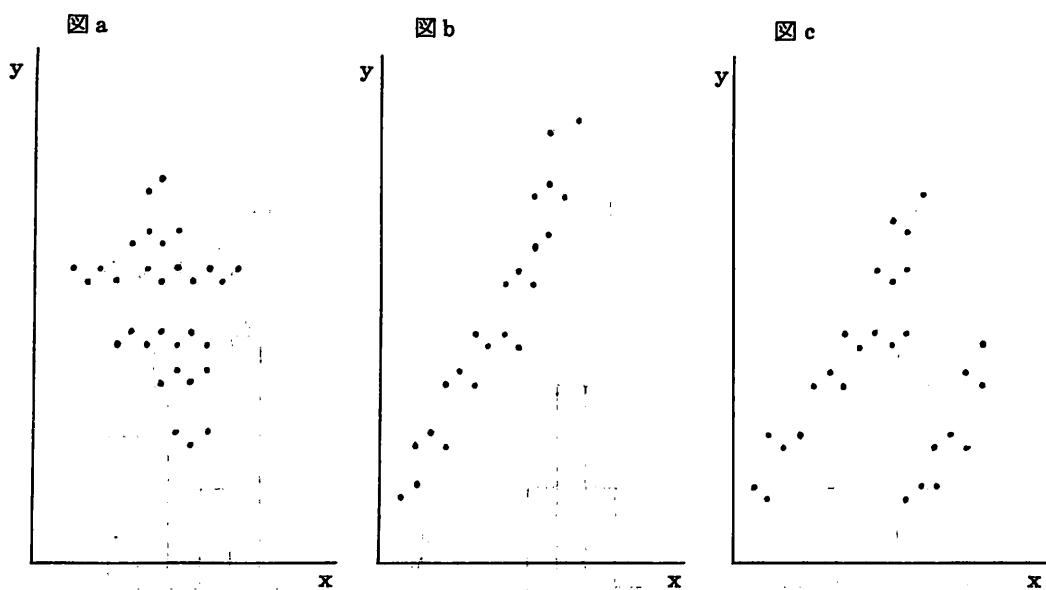
図 c



• 2変量データの要約

2変量のデータを要約するには、各変量ごとの平均 \bar{x}_1 、 \bar{x}_2 と標準偏差 s_1 、 s_2 のほかに、両変量の相関係数 r が求められる。すなわち、100のサンプルとするならば、200のデータが5つの統計量に要約されることとなる。

たとえば、図aでは、yとxの間になんの関連性もみられない。図bでは、xが大きければyも大きく、xが小さければyも小さく、xとyに正の相関があることを意味している。図cでは、全体としての相関は低いが、仔細にみると2つの集団が混在していることが推測される。



(以上は、日科技連刊『多変量解析法』より抜粋したるものである。)

・回帰直線を求める

前ページの図 b のように、2変量 (x 、 y) に相関があるとき、

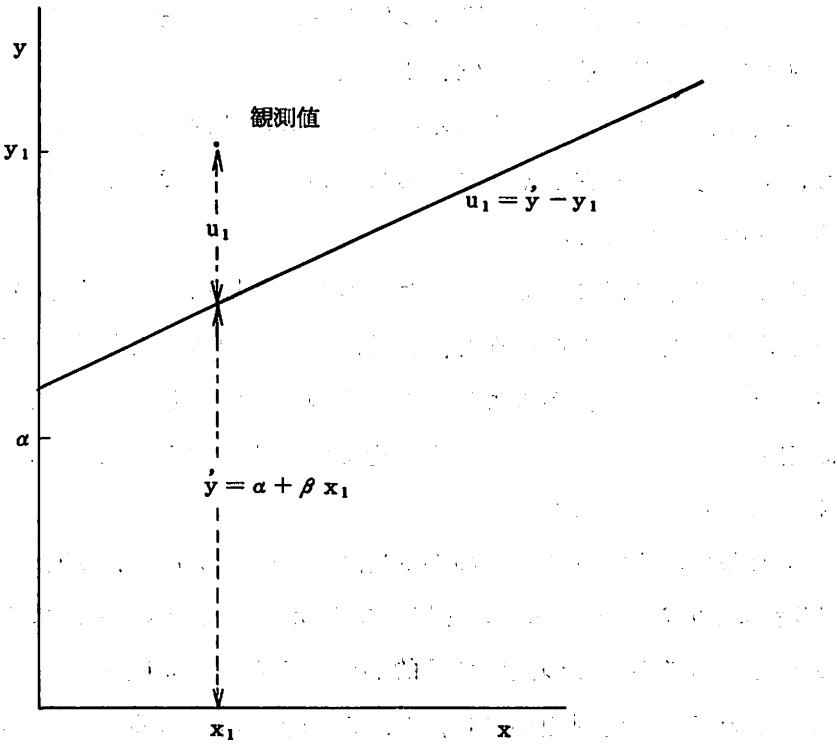
$$y = \alpha + \beta x$$

で示される。すなわち、 y を家計の消費支出とし、 x を家計の実収入とすれば、消費支出は実収入で説明する関係を直線式であたえることになる。

しかし、この直線式で x_1 に対して求められる y を \hat{y} とすれば、実際の消費支出 y_1 (データとして測定された値) に対して、実収入 x_1 で説明できない「残ってしまった散らばり(差)」があり、それは、

$$u_1 = \hat{y} - (\alpha + \beta x_1)$$

で示される。したがって、 y を x でもっとも適切に説明できるように α と β を求めることが必要であり、そのためには、対象となるサンプルについて残差 u の自乗の総和が最小となる α と β の値を求めればよい。



(日本経済新聞社刊『統計学の手ほどき』より抜粋)

・数量化の方法

以上は身長、体重、距離といった量的な変数（定量的変数あるいは定量的標識）での説明であるが、職業、性別、支持政党などは、非量的変数（定性的変数あるいは定性的標識）であり、その内容を2つ以上のカテゴリー（階級あるいは範疇、例えば性別でいえば男・女という内容）に対応させることによって、はじめて数値データに置き換えることが可能となる。各々の内容は、カテゴリーによって区別され、属性と呼ばれる。

しかしながら、定量的変数と定性的変数との区別が、ただちに区別されるべきものでなく、概念としての差異であり、現象におけるある特性が定量的であるか、定性的であるかは別の問題である。

たとえば、職業は定性的変数であるが、職業が収入や企業の資本力の面である程度の量的差異をもっていることは否定できない。とはいえ、あらゆる定性的変数がその背後の定量的変数の差異になっているとはいきれない。たとえば、都道府県の特性が、緯経度の値のみによって説明できるとはいきれない。
(以上は丸善刊『社会統計学』より抜粋)

一般に、統計的方法を用いる場合は、ある目的をもって行うのであり、標識は、そのものに内在する「与えられている」属性でなく、目的に応じて「与える」ものなのである。

ある測定方法によって得られたものが、数量的定量的なものであろうと、定質的定性的なものであろうと、統計的方法は線形的な関係を基礎において発展されたものであり、かつこれ以上のものでない。したがって、数量的定量的に測定されたものであっても、それをそのまま統計の記述にかけて妥当な推論をくだしうるとは限らない。

すなわち、測定されたものが51gであったとすれば、40g以上であるか否か、45g以上であるか否か、50g以上であるか否か、55g以上であるか否かという5g区分の範囲内での説明で目的が可能ならば、51gということに意味があるのでなく、測定対象が50g以上で55g未満である観測に意味がある。逆に、1gごとの変化量を目的としているならば、区分を細かくすればよい。

したがって、観測された数値が、単独の点として意味をもつものではなく、ある幅をもって妥当化されうるものである、ということそれ自身が本質的なものであることを銘記しなければならない。

(以上は東洋経済新報社『数量化の方法』より抜粋)

数量化理論 I 類の説明

テレビ番組の視聴率を例にとって数量化理論 I 類の説明をする。

まず、視聴率を高めるにはどうすればよいかということに問題をしぼって考えることにする。それには、視聴率はどのような要因によって決定されるかということを考える必要がある。ここでは、説明を簡単にするために番組の種類を毎週 1 回 1 時間ずつ放送される連続ドラマに限ってみよう。すると、視聴率に関係しそうな要因として次のようなものが考えられる。

- 放送される曜日
- 放送される時間帯
- ドラマの種類
- 主役がどの程度の人気スターか
- 脇役は充実しているかどうか
- ストーリーが続き物か 1 回完結物か
- 裏番組に人気番組があるかどうか

実際には視聴率に関係する要因はもうと他にもあるだろうが、ここではこれだけに留めておくことにし、これらの要因の一覧を表 1 また、分析モデルを図 1 に示しておく。

表1 テレビ番組視聴率要因のアイテム・カテゴリー

項目(アイテム)	区分(カテゴリー)	カテゴリー数
放送曜日	1. 月曜 2. 火曜 3. 水曜 4. 木曜 5. 金曜 6. 土曜 7. 日曜	7
放送時間帯	1. 昼 2. 夕方 3. ゴールデンアワー 4. 深夜	4
ドラマの種類	1. ホームドラマ 2. 恋愛 3. 推理・探偵 4. 社会 5. 時代 6. アクション 7. 喜劇 8. その他	8
主役の人気度	1. 超人気スター 2. 一流 3. 二流以下	3
脇役の充実度	1. 豪華配役 2. 普通 3. 充実していない	3
ストーリーの形式	1. 続き物 2. 1回完結物	2
裏番組	1. 人気番組あり 2. 人気番組なし	2

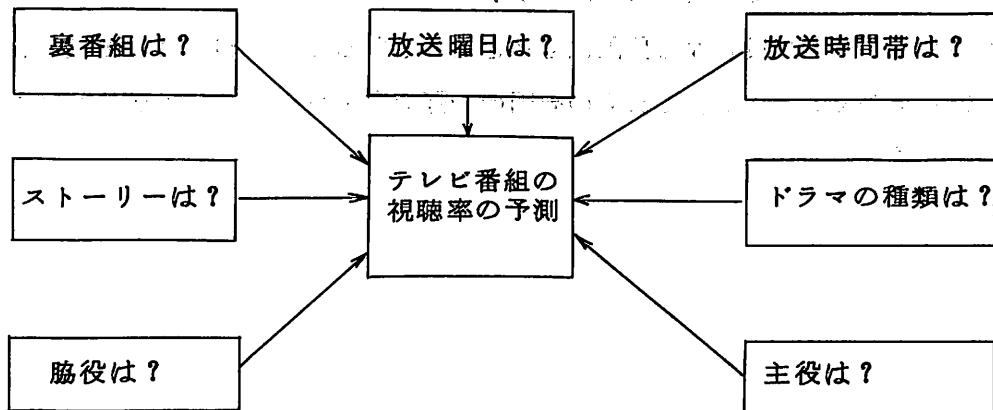


図1 テレビ番組視聴率の要因分析モデル

ここで若干数量化理論で使用される用語の説明をしておこう。

放送曜日、放送時間帯、ドラマの種類などの項目を“アイテム”と呼ぶ。また、放送曜日というアイテムの中には、月曜、火曜、……………、そして放送時間帯というアイテムの中には、昼、夕方、ゴールデンアワー、深夜という区分がある。この区分のことを“カテゴリー”と呼ぶ。さらに、このアイテムとカテゴリーを併せて、“アイテムカテゴリー”と呼ぶ一方、視聴率のように直接分析の主対象となるものを“外的基準”と呼ぶ。また、外的基準、アイテムカテゴリーの実際の値からなる各番組のことをそれぞれ“サンプル”と呼ぶ。

外的基準である視聴率とその要因であるアイテムカテゴリーの間の関係を明らかにするのが数量化理論Ⅰ類の目的である。

具体的には、各アイテムの各カテゴリーに対して、そのカテゴリーと外的基準の関連の強さに応じて、妥当な数値を与えるわけである。この数値のことを“カテゴリー・ウェイト”（カテゴリー数量）と呼ぶ。あるカテゴリーのカテゴリー・ウェイトはそのカテゴリーが視聴率を高くする場合には大きく、視聴率を低くする場合には小さく与えられる。

このようにすべてのカテゴリーに対して数値（カテゴリー・ウェイト）が与えられると、次は番組の視聴率を予測することができる。

ある番組Aがあったとき、この番組Aの各アイテムは次のようなカテゴリーをとるとする。

- 放送曜日 土曜
- 放送時間帯 ゴールデンアワー
- ドラマの種類 推理・探偵
- 主役の人気度 一流
- 脇役の充実度 豪華配役
- ストーリーの形式 続き物
- 裏番組 人気番組あり

この時、番組Aは{土曜日、ゴールデンアワー、推理・探偵、一流、豪華配役、続き物、人気番組あり}という“反応パターン”をもつといふ。各番組はそれぞ

れ固有の反応パターンをもっている。このような反応パターンをもった番組Aの視聴率の予測値は次の式のように各反応カテゴリーのカテゴリーウェイトの和で表される。

$$\begin{aligned}\{\text{番組Aの視聴率の予測値}\} = & \{\text{(土曜)のカテゴリーウェイト}\} + \\& \{\text{(ゴールデンアワー)のカテゴリーウェイト}\} + \\& \{\text{(推理・探偵)のカテゴリーウェイト}\} + \\& \{\text{(一流)のカテゴリーウェイト}\} + \\& \{\text{(豪華配役)のカテゴリーウェイト}\} + \\& \{\text{(続々物)のカテゴリーウェイト}\} + \\& \{\text{(人気番組あり)のカテゴリーウェイト}\}\end{aligned}$$

番組Aの視聴率が既に調査済みであり、カテゴリーウェイトの算出のためのデータとしても使用されている場合には前式のようにカテゴリーウェイトの和で求められる値は番組Aの視聴率の“再現値”と呼ばれる。これに対して実際に調査して得られた視聴率は“観測値”と呼ばれる。

様々な反応パターンを持つ番組の視聴率が観測値として得られている場合に、視聴率の再現値が観測値となるべく一致するようにカテゴリーウェイトを決定する手続きが実は数量化理論Ⅰ類にほかならない。これを統計の用語を使っていい換えるならば、視聴率の再現値と観測値の相関を最大にするようにカテゴリーウェイトを決定するということになる。これを図2に示す。

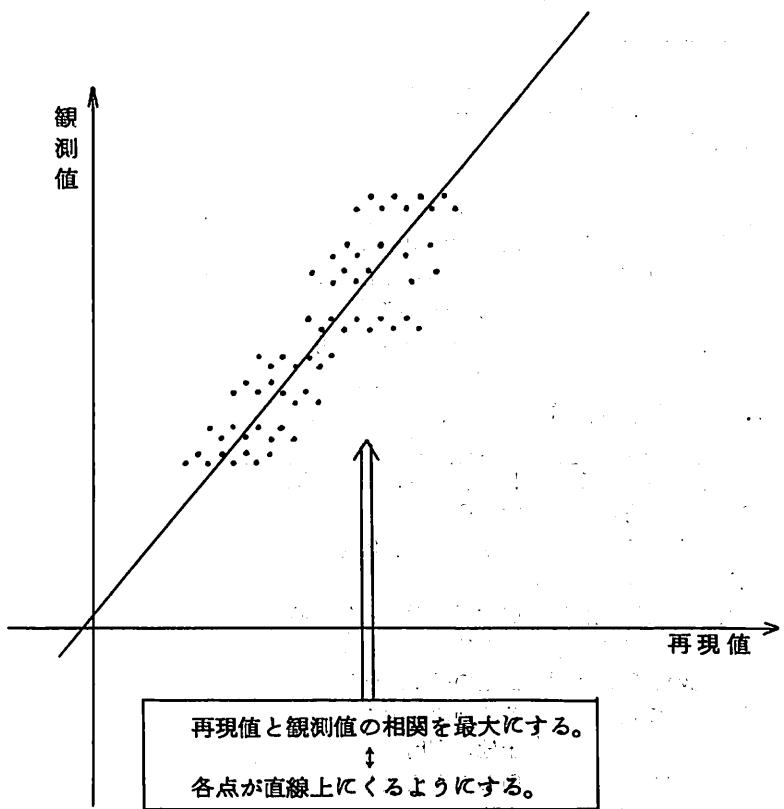


図 2 数量化理論 I 類の数量化の基準

カテゴリー・ウェイトの和として得られる視聴率の予測値、再現值のこととは一般に“サンプルスコア”（サンプル数量）とよばれる。

以上、述べたように、数量化理論 I 類とは、外的基準として視聴率のような連続量が与えられている場合に、その要因であるアイテムカテゴリーに適当な数値を与える統計的な手続きのことである。

(富士通㈱ 「DSS III / ANALYST 使用手引書 解析編」より抜粋)

付属資料4 国土庁土地価格比準表と本調査研究の比準表の
項目比較対照表

条件	項目	細項目	本調査研究の項目	
街路条件	街路の幅員、構造等の状態	幅員 舗装 配置 系統及び連続性	幅員 舗装 系統、連続性	道路の種類
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状態 商店街の配置の状態 学校、公園、病院等の配置の状態	最寄駅への接近性 最寄駅から都心(中心都市)への接近 最寄商店街への接近性 最寄商店街の性格 幼稚園、小学校、公園、病院、官公署等	○駅への直線距離	
環境条件	日照、温度、湿度、風向等の気象状態 眺望、景観等の自然的環境の良否 居住者の近隣関係等の社会的環境の良否 各画地の面積、配置及び利用の状態 上下水道、ガス等の供給処理施設の状態 変電所、汚水処理場等の危険施設、処理施設の有無 洪水、地すべり等の災害発生の危険性 騒音、大気汚染等の公害発生の程度	日照、温度、湿度、風向、通風等 眺望、景観、地勢、地盤等 居住者の近隣関係等の社会的環境の良否 画地の標準的面積 各画地の配置の状態 土地の利用度 周辺の利用状態 上水道 下水道 都市ガス等 変電所、ガスタンク、汚水処理場、焼却場等 洪水、地すべり、高潮 崖くずれ等 騒音、振動、大気汚染 じんあい、悪臭等	区画整理区域 公共下水道 都市ガス ガスタンクへの直線距離 オイルタンクへの直線距離 変電所への直線距離 汚水処理場への直線距離 清浄工場への直線距離 食肉センターへの直線距離 斎場への直線距離	商業密度 新幹線への直線距離 J R 線への直線距離
行政的条件	土地の利用に関する公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地域地区等 その他の規制 将来の動向 その他	用途地域	
その他	その他			



